

令和2年第1回定例会

麻績村議会会議録

令和2年 3月3日 開会

令和2年 3月10日 閉会

麻績村議会

令和二年第一回〔三月〕定例会

麻績村議会議録

令和二年第一回〔三月〕定例会

麻績村議会議録

令和2年第1回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月3日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	9
○請願・陳情等の委員会付託	9
○承認第1号～議案第15号の一括上程、提案理由の説明	9
○議案第16号～議案第23号の一括上程、提案理由の説明	12
○議案第1号の質疑、討論、採決	20
○散会の宣告	20

第 2 号 (3月7日)

○議事日程	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○事務局職員出席者	23
○開議の宣告	24

○議事日程の説明	2 4
○一般質問	2 5
峯村賢治君	2 5
宮川秀俊君	3 6
小山福績君	5 1
小瀬佳彦君	6 2
茂木泰男君	7 7
塚原利彦君	8 2
飯森茂孝君	9 6
○委員長報告	1 1 0
○散会の宣告	1 1 1

第 3 号 (3月9日)

○議事日程	1 1 3
○出席議員	1 1 4
○欠席議員	1 1 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 4
○事務局職員出席者	1 1 5
○開議の宣告	1 1 6
○議事日程の説明	1 1 6
○承認第 1 号の質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 2 2

○議案第12号の質疑、討論、採決	123
○議案第14号の質疑、討論、採決	123
○議案第15号の質疑、討論、採決	124
○議案第16号の質疑、討論、採決	125
○議案第17号の質疑、討論、採決	130
○議案第18号の質疑、討論、採決	130
○議案第19号の質疑、討論、採決	131
○議案第20号の質疑、討論、採決	131
○議案第21号の質疑、討論、採決	132
○議案第22号の質疑、討論、採決	133
○議案第23号の質疑、討論、採決	133
○議案第24～諮問第1号の一括上程、提案理由の説明	134
○散会の宣告	138

第 4 号 (3月10日)

○議事日程	139
○出席議員	139
○欠席議員	140
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	140
○事務局職員出席者	140
○開議の宣告	141
○議事日程の説明	141
○議案第24号の質疑、討論、採決	141
○議案第25号の質疑、討論、採決	142
○議案第26号の質疑、討論、採決	142
○議案第27号の質疑、討論、採決	143
○議案第28号の質疑、討論、採決	144
○議案第29号の質疑、討論、採決	144
○議案第30号の質疑、討論、採決	145
○議案第31号の質疑、討論、採決	145

○議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	1 4 6
○同意第 1 号の質疑、採決	1 4 7
○同意第 2 号の質疑、採決	1 4 7
○諮問第 1 号の答申	1 4 8
○発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決	1 4 9
○発議第 2 号の上程、採決	1 4 9
○閉会中の継続審査の申し出について	1 5 0
○閉会中の継続調査の申し出について	1 5 0
○村長挨拶	1 5 1
○閉会の宣告	1 5 1
○署名議員	1 5 3

○ 招 集 告 示

麻績村告示第5号

令和2年第1回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月28日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 令和2年3月3日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原利彦君
3番 峯村賢治君
5番 小山福績君
7番 茂木泰男君

2番 飯森茂孝君
4番 宮川秀俊君
6番 小瀬佳彦君
8番 塚原義昭君

不応招議員（なし）

令和2年第1回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

令和2年3月3日（火）午後1時30分開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長挨拶
- 日程第 4 諸般の報告（議員派遣結果報告）
- 日程第 5 請願・陳情等の委員会付託
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度麻績村一般会計補正予算（第5号）)
- 日程第 7 議案第 1号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約について
- 日程第 8 議案第 2号 麻績村附属機関に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 麻績村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4号 麻績村立学校設置条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5号 麻績村し尿等投入施設設置条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6号 麻績村し尿等処理に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 8号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 10号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 12号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散について
- 日程第 18 議案第 14号 穂高広域施設組合の共同処理する事務の変更に伴う穂高広域施設組合規約の変更について

- 日程第19 議案第15号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第20 議案第16号 令和2年度麻績村一般会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和2年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和2年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和2年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 令和2年度麻績村下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 令和2年度麻績村水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和2年度麻績村介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和2年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第1号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の締結について

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 塚原利彦君 | 2番 | 飯森茂孝君 |
| 3番 | 峯村賢治君 | 4番 | 宮川秀俊君 |
| 5番 | 小山福績君 | 6番 | 小瀬佳彦君 |
| 7番 | 茂木泰男君 | 8番 | 塚原義昭君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- | | | | |
|------|-------|----------|--------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 塚原勝幸君 |
| 教育長 | 飯森力君 | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |
| 総務課長 | 宮下利秀君 | 振興課長 | 塚原敏樹君 |
| 水道室長 | 飯森秀俊君 | 住民課長 | 森山正一君 |
| 観光課長 | 青木秀典君 | 教育次長 | 臼井太津男君 |
| 監査委員 | 飯森雄三君 | | |

事務局職員出席者

議会事務局長 塚原優仁 書記 伊藤桜

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塚原義昭君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第1回麻績村議会3月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より、撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚原義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、2番、飯森茂孝議員、5番、小山福績議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚原義昭君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

2月4日開催の議会運営委員会において、本日3日から10日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を、本日3月3日から3月10日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日3月3日から3月10日までの8日間と決定いたします。

◎村長挨拶

○議長（塚原義昭君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第1回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、冒頭、新型コロナウイルス感染拡大を抑えるための対策が全国で報じられておりますが、麻績村でも対策本部を設置し、県等のご指導を頂きながら、必要な取組を進めており、村民及び関連組織・団体の皆様へ、ご理解・ご協力をお願いしております。

新型コロナウイルス感染拡大が収まるまでの間、日々の生活にご不便やご迷惑をおかけすることになりますが、これも皆様の生命や健康を守るためのやむを得ない対策であるということに、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、3月定例会開会に対しまして、議会として特別なる感染拡大防止対策を講じられましたことに、敬意と感謝を申し上げます。

さて、令和元年度も残り3か月を切ってまいりましたが、議員各位をはじめ、村民皆様の

ご理解、ご協力により、各種事務事業は順調に進展しております。重点施策であります各種の若者定住事業につきましては、その成果を数値で見ると至っておりますし、国や県の新たな施策も、これらの推進力となっていることに感謝しております。

安心・安全の村づくり事業につきましても、おおむね計画どおり進んでおります。

また、昨年の台風19号の災害復旧につきましては、昨年末までに国の査定が済み、直ちに工事実施設計に着手、設計完了の工区から工事が進んでおります。今年は暖冬で雪がないこともあって、工事は順調に進んでおります。

都市部からの移住促進事業や交流事業も、回数を重ねることにより、成果も徐々に現れており、今後、移住・定住や観光振興がさらに進展することを期待しております。

低迷する地域農業を振興させるため、NPOを中心とする後継者育成や農地の荒廃化抑制についても、関係機関のご支援を得て進んでおり、研修期間を終えた青年が自立するに至りました。今後、彼らが地域農業の支え役となることを期待し、引き続き支援をしてまいります。

こうした中、今年は異常気象がもたらす影響が大きく、県内各地のスキー場は雪不足により、大きな痛手を被っております。

聖高原スキー場も例外ではなく、営業ができたのが6日ほどでありましたし、さらに、今年の水不足が心配される事態となっております。

さらに、新型コロナウイルス問題の今後の行方も大変心配される状況であります。また、大規模災害がいつ発生しても不思議ではない時代となっており、大規模地震や集中豪雨に備える施策が急務となっております。

引き続き、住民の防災意識の高揚やハード面での整備に努め、誰もが安心して住み続けられる麻績村を目指して、各種事務事業を進めてまいります。

新年度の基本方針につきましては、後ほどの新年度予算の提案理由の中で申し上げますが、村民が誇りと愛着を持ち、安心して住み続けることのできる麻績村づくりを、村民皆様のご支援を頂きながら、推進してまいります。

議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会におきましては、新年度一般会計、特別会計予算、条例の制定、改正、令和元年度補正予算等重要案件を提出いたします。

どうか慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさ

させていただきます。

◎諸般の報告

○議長（塚原義昭君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告について、お手元に配付しているとおります。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） ないようです。これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（塚原義昭君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第2-1号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情については、社会文教委員会に付託いたします。

◎承認第1号～議案第15号の一括上程、提案理由の説明

○議長（塚原義昭君） 日程第6、承認第1号から日程第19、議案第15号までの14議案を一括議題といたします。

議案名の朗読を省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度麻績村一般会計補正予算（第5号））の提案理由を申し上げます。

令和元年度麻績村一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容について、説明を申し上げます。

歳入について申し上げます。

寄附金において、ふるさと応援寄附金の増額を補正いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

消防費において、第1次避難所用の非常時備品購入費の増額を補正計上いたしました。補正額は400万円の増額で、歳入歳出総額は31億2,660万円となります。

次に、議案第1号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

村道高畑野口線拡幅改良事業に伴い、麻績川を渡河する矢倉橋の架け替え工事を行うため、2月26日に入札を行い、2月27日付で工事請負契約の仮契約を締結いたしました。地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議決後は仮契約を本契約に切り替えるものであります。

次に、議案第2号 麻績村附属機関に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関について整理し、本条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 麻績村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件は、麻績村への移住希望者に生活体験の場を提供することで、村への移住・定住を促進することを目的とした移住体験住宅の設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項により、施設の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第4号 麻績村立学校設置条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件は、麻績村筑北村学校組合の解散に伴い、令和2年4月1日より筑北中学校の設置者が麻績村となることから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、施設の設置に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第5号 麻績村し尿等投入施設設置条例の制定について及び議案第6号 麻績村し尿等処理に関する条例の制定についての提案理由を一括して申し上げます。

本件は、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散に伴い、令和2年4月1日より、村内で排出されるし尿、汚泥等を麻績村し尿等投入施設へ投入し処理するため、関係条例を制定するものであります。

次に、議案第7号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることに伴い、印鑑の登録に関する事項の登録資格について改正を行うものであります。

次に、議案第8号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓の特例を規定するため、本条例の改正を行うものです。

次に、議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に規定される職について精査を行い、本条例の改正を行うものです。

次に、議案第10号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、国民健康保険法第59条の規定を踏まえた厚生労働省よりの通達により、刑事施設の被収容者及び被収容者であった者に対し、申請があった際には国民健康保険税の減免を行うこと及び申請期限を納期限前7日までに限らないこととするよう、改正を行うものであります。

次に、議案第12号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散についての提案理由を申し上げます。

本件は、令和2年6月30日をもって、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が解散するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 穂高広域施設組合の共同処理する事務の変更に伴う穂高広域施設組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本件は、穂高広域施設組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和2年4月1日から筑北村のし尿等を組合のし尿処理施設で処理するに当たり、組合規約の変更が必要となるものです。

次に、議案第15号 長野県町村公平委員会の共同設置規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本件は、長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容は、令和2年3月31日をもって麻績村筑北村学校組合が脱退するため、組合規約の変更が必要となるものです。

以上、承認1件、条例改正等議案13件の提案理由を申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は、議案第1号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約についてのみ採決し、承認第1号、議案第2号から議案第15号までについては上程のみとし、審議、採決は本定例会第3日目の3月9日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、議案第1号のみ採決し、承認第1号、議案第2号から議案第15号は上程のみとすることに決定いたしました。

◎議案第16号～議案第23号の一括上程、提案理由の説明

○議長（塚原義昭君） 日程第20、議案第16号 令和2年度麻績村一般会計予算から日程第27、議案第23号 令和2年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算、8議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由については既に文書にて配付してありますので、そちらを御覧いただきながら確認をお願いいたします。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、令和2年度予算の提案理由を申し上げます。

国では、平成24年12月に第2次安倍内閣が発足して以来、長期安定政権が続き数々の経済対策を推し進めています。

そして、今後の経済財政運営については、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、名目GDP 600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指すとしています。

総合経済対策の実施により、自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、我が国経済の生産性向上や成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経済成長の実現につなげていくとしています。

具体的には、Society5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの喚起、また、企業収益を拡大しつつ賃上げの流れを継続して消費の拡大、更に全ての人々が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現、加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとする地方創生、などこれら重要課題へ取り組むとしています。

こうした考え方に基づいて編成された国の令和2年度一般会計予算は、102兆6,580億円で、前年度比1兆2,009億円、1.2%増となり、2年連続で100兆円の大台を突破しました。

また、地方財政収支見通し（通常収支分）については、地方交付税が16兆5,882億円で前年度比4,073億円、2.5%増、臨時財政対策債は3兆1,398億円で前年度比1,171億円、3.6%減、地方税及び地方譲与税は43兆5,452億円で前年度比6,696億円、1.6%増となっており、地方財源における一般財源総額では63兆4,318億円で前年度を1.2%上回る財源が確保されています。

一方、長野県は、台風19号災害からの復旧・復興とその教訓を活かした災害に強い県土づくり、気候非常事態宣言を踏まえた取組に重点を置くとともに、幸せ信州創造プラン2.0を着実に推進するべく、「命を守る県づくり」、「将来世代を応援する県づくり」、「時代の変化に即応した産業・地域づくり」を視点に予算編成をしています。

令和2年度一般会計予算は9,476億8,660万7,000円で、前年度比617億1,349万7,000円、7.0%増となっています。

このような状況下にあつて、麻績村は第6次麻績村振興計画（後期）に基づき、「明るい未来へつながる 元気な麻績村」の実現に向け、将来に備えた村づくりを進めて参ります。

人口減少、少子高齢化、地域産業の衰退という大きな地域課題に対処するため、また、多様化・高度化・増大化する行政需要に的確に応えるため、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など有利な事業活用を始めとし、事業の創意工夫と重点化を図り住民目線に立った行政運営に努めて参ります。

こうした方針の下で、新年度重点を置いて進める主要事業について申し上げます。

まずは、昨年10月の台風19号災害の復旧です。

村観測史上最大の日降雨量242mmを記録した豪雨は、村内各所で大きな被害が発生しました。

国・県が担当する以外の村が行う復旧工事は、土木関係が37か所、農地・農業施設は85か所、その他林道等の被災箇所がありますが、早期に復旧工事が完了するよう努めて参ります。

次に、若者定住施策の更なる推進です。

住宅整備、子育て支援、教育など各種事業の充実により、徐々に目に見える成果が現れて参りました。引き続き、未就園児と保護者らが気軽に集える「ひだまり広場」、LD等通級教室など近年始めた事業の充実と定着に努めて参ります。

新年度から筑北中学校は麻績村単独で管理運営をしていくことになりましたが、小規模校・少人数というメリットを最大限に活かした教育を進めて参ります。

併せて、保育園・小学校・中学校の連携を密にして、児童生徒一人ひとりを系統的・継続的に見守り育てる一貫教育を前進させて参ります。

教育施設の整備については、引き続きトイレの洋式化など、より快適な環境づくりに努めて参ります。

若者の定住から更なる永住に向けて、小東地区で始めた新たな住宅整備事業を着実に進めて参ります。

より多くの子どもたちが集い遊べる児童公園の整備、また若い人たちの結婚支援など新たに実施致します。

次に、地域農業の活性化に努めて参ります。

麻績村の農業の一番の課題は後継者不足です。農地の荒廃化が進み、村の特産品であるリンゴについても後継者がいないがために伐採されている状況です。

こうしたことに対処しようと、NPO法人による後継者育成と農地の荒廃化抑止事業を行っておりますが、その成果も徐々に現れ農業技術を習得した若者が自立するに至っています。

村内で頑張っておられる後継者とともに、今後地域農業の担い手となるよう引き続き支援をして参ります。

併せて、農業用水路や老朽化した溜池の整備など進めて参ります。

次に、都市部からの移住促進です。

現在、東京・神奈川・名古屋・大阪で麻績村への移住を促す相談会を開催するなど、都市部からの移住者の受け入れを積極的に進めております。今後は、テレワーク施設や国の新たな移住促進事業を活用するなどして、UIJターン者を増やして参ります。

また、農村・農業体験や短期間の居住体験ができる移住体験住宅を始めます。

次に、安心安全の村づくりを進めて参ります。

当地域でも巨大地震の発生確率が高まっています。また、異常気象による記録的な豪雨がいつ発生しても不思議でない時代となっています。

こうしたことから、大規模災害発生時に地域の主要公民館が第一次避難所となり得よう耐震工事を引き続き進めて参ります。

主要村道での大型車両の通行を可能にすること、主要橋梁の改良・整備、土石流に備えて砂防堰堤及び治山堰堤の構築、溜池・河川の防災対策、など関係機関と連携して進めて参ります。

また、村民の防災意識の高揚、大規模災害発生時の訓練など進めて参ります。

そして、もう一つの安心安全、福祉・医療・介護の分野についても、幅広いニーズにお応えできるようその充実に努め、健康長寿の村づくりを進めて参ります。

老朽化した福祉施設（福祉企業センター、山ぼうし作業場）の整備について、現状分析と今後のあるべき姿など具体的な研究検討を始めて参ります。

次に、新たなニーズに対処した観光事業を進めて参ります。

聖山登山やサイクリングなど自然・スポーツ志向のニーズに応えられるよう先進例を研究するなどし、魅力あるものにして参ります。

また、トレイルマラソンなど新たなイベントの定着拡大を図って参ります。

また、観光宣伝、観光施設の安全対策と老朽化対策にも努めて参ります。

この他にも、商工業振興、筑北村との連携による事務事業の効率化、貴重な歴史文化遺産の保護保全と活用、新たな方式による汲み取りし尿・汚泥の処理、美しい景観保全など、適格に対処して参ります。

以上、主な施策について申し上げましたが、このような施策を盛り込み、編成致しました令和2年度の会計別予算額は、次の通りであります。

一般会計予算	27億9,800万円
国民健康保険特別会計予算	3億4,500万円
聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算	100万円
住宅団地分譲事業特別会計予算	1,600万円
下水道事業特別会計予算	1億5,720万円
水道事業特別会計予算	1億3,700万円
介護保険特別会計予算	4億7,000万円
後期高齢者医療特別会計予算	5,000万円

以上、8会計であります。各会計別の予算内容について申し上げます。

まず、一般会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額は27億9,800万円、前年度比9,300万円、3.4%の増額であります。

それでは、歳入について申し上げます。

歳入全般につきまして、近年の実績や国の制度改正及び社会経済情勢などを考慮し見込み計上致しました、概要について申し上げます。

地方贈与税につきましては、森林環境譲与税などの増額、379万9,000円、9.5%の増額を見込み計上致しました。

地方消費税交付金につきましては、消費税法改正を考慮し、900万円、22%の増額を見込み計上致しました。

地方交付税につきましては、普通交付税では、国の制度変更等（幼児教育無償化、会計年度任用職員等）に伴う増額を、特別交付税ルール分減額を見込み、960万円、0.8%の増額を見込み計上致しました。

使用料及び手数料につきましては、し尿等処理手数料などの増額、734万9,000円、22.7%を見込み増額計上致しました。

国庫支出金につきましては、災害復旧費国庫負担金、社会保障・番号制度システム整備補助金、社会資本整備総合交付金などの増額により、6,550万円、51.9%の増額を見込み計上

致しました。

県支出金につきましては、農林水産業費県補助金などの増額により、9,846万9,000円、61.2%の増額を見込み計上致しました。

諸収入につきましては、学校給食会計の公会計化などに伴い、845万1,000円、27.8%の増額を見込み計上致しました。

村債につきましては、過疎対策事業債、臨時財政対策債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債を計上、全体的には、し尿処理施設整備事業などの減額により4,570万円、8.5%の減額を見込み計上致しました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

地方自治法及び地方公務員法の改正により、非常勤職員等関係経費につきまして、全課において見直しを行いました。

総務費では、経常的な経費が主体となっておりますが、庁舎機械器具更新経費、防災拠点整備事業、戸籍システム等改修経費などを計上、全体的には、基幹系システム更新事業などの減額により、985万円、2.4%の減額を見込み計上致しました。

民生費では、住民福祉の一層の充実を図るべく、福祉センター機械設備等更新事業、社会福祉施設空調及び活動車両整備事業、コミュニティ広場整備事業などの増額により、602万4,000円、1.1%の増額を見込み計上致しました。

衛生費では、し尿処理事業関係経費、穂高広域施設組合施設整備負担金増額などを計上、全体的には、し尿処理投入施設整備事業などの減額により、5,274万6,000円、19.8%の減額を見込み計上致しました。

農林水産業費では、農林業振興に向けての諸施策を計上、農業用水路整備事業などの増額により、1億3,558万9,000円、82.5%の増額を見込み計上致しました。

商工費では、商工業及び観光振興に向けて、観光施設指定管理料、観光施設整備関係経費などの諸施策を計上、全体的には観光施設整備経費の減額により、3,692万1,000円、24.5%の減額を見込み計上致しました。

土木費では、住民の安全・安心を確保し快適な生活が送れるよう諸施策を計上、村道等改良事業、定住促進住宅整備事業などの増額により、2,237万7,000円、4.5%の増額を見込み計上致しました。

消防費では、施設の適切な維持管理と広域消防との連携、消防団員の訓練等に要する諸経費などを計上、小型動力ポンプ付軽積載車購入費、防災無線整備関係経費、非常時に備えた

防災マップ整備等関係経費などの増額により、1,144万円、13.5%の増額を見込み計上致しました。

教育費では、次代を担う子どもたちへの支援、生涯学習活動の充実や貴重な文化財を次代に引き継ぐための所要経費を計上、筑北中学校関係経費、学校施設整備事業、学校給食経費、地区公民館耐震改修事業などの増額により、3,195万6,000円、16.1%の増額を見込み計上致しました。

公債費では、通常の償還額は増加傾向になっておりますが、全体的には、前年度繰上償還に要した経費の減額により、5,829万2,000円、18.8%の減額を見込み計上致しました。

災害復旧費につきましては、令和元年台風19号災害に伴う農林水産業施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、4,333万5,000円を見込み計上致しました。

以上のとおり、経常経費の抑制に心掛け、事業の重点化を図り、必要な事業は積極的に進めることと致しました。

次に、特別会計について申し上げます。

1 国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

医療費に係る保険給付費については、近年の実績を勘案し計上、1,500万円、4.2%の減額を見込み計上致しました。

今後も、引き続き村民の健康づくりと保健意識の高揚、医療費の適正化に努めて参ります。

2 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算について申し上げます。

別荘地地上権の販売など、地上権分譲事業が円滑に進められるよう所要額を計上致しました。

3 住宅団地分譲事業特別会計予算について申し上げます。

天王住宅団地の維持管理と販売に係る所要額を計上致しました。

4 下水道事業特別会計予算について申し上げます。

今後も快適で清潔な環境の中で生活を送ることができるよう、引き続き健全で効率的な管理運営ができるよう努めて参ります。

本年度は、小東地区農業集落排水事業管渠敷設工事、道路改良関連事業などを計上、全体的には、人件費などの減額により327万円、2.0%の減額を見込み計上致しました。

引き続き健全で効率的な管理運営ができるよう努めて参ります。

5 水道事業特別会計予算について申し上げます。

良質で安心・安全な水道水を安定的に提供するため、水道施設の維持管理には万全を期す

と共に健全な運営管理に努めて参ります。

本年度は、小東地区水道管敷設工事、浄水場機械設備更新経費などを増額、260万円、1.9%の増額を見込み計上致しました。

6 介護保険特別会計予算について申し上げます。

近年の介護保険認定者数と、これに伴う介護保険サービスを見込み、前年同額を見込み計上致しました。

引き続き介護保険制度事業の円滑な運営に努めて参ります。

7 後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本年度の県広域連合からの見込み額により、200万円、4.2%の増額を見込み計上致しました。

以上、令和2年度の一般会計及び特別会計予算について、概要を申し上げます。

今後、地方は過疎化・少子高齢化が進み、地域課題は深刻化することが予測されます。さらに、異常気象による自然災害や大規模地震の発生確率は高まっております。新型コロナウイルスの終息も全く見えない状況です。村民の皆様が安心して住み続けることができる、そして誇りの持てる魅力に満ちた麻績村を目指し、行政改革と地域のことは地域で考え、地域自らが知恵を出し、地域自らが汗を流すという地方創生を進展させてまいります。

今後とも村政に対しまして、議員各位をはじめ、村民皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年度予算の提案といたします。

令和2年3月3日。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第16号から議案第23号までの8議案についての事項別明細の質疑を、3月4日及び3月5日に、それぞれの議員、全員出席しての常任委員会において行い、議案の審議、採決は、本定例会第3日目の3月9日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

この後、全員協議会を開催し、上程しました1号議案について提出者より詳細説明を受けますので、委員会室へ移動を願います。

また、詳細説明後、第1号の採決を行いますので、議場にお戻りください。
それでは暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時06分

○議長（塚原義昭君） 会議を再開いたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第28、議案第1号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することの異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（塚原義昭君） 以上で、本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第1回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会を開催し、上程しました2号議案から15号議案について、提出者より詳細説明を受けますので、委員会室へ移動願います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時08分

令和2年第1回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

令和2年3月7日（土）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 塚原利彦君

2番 飯森茂孝君

3番 峯村賢治君

4番 宮川秀俊君

5番 小山福績君

6番 小瀬佳彦君

7番 茂木泰男君

8番 塚原義昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 宮下利秀君

振興課長 塚原敏樹君

水道室長 飯森秀俊君

住民課長 森山正一君

観光課長 青木秀典君

教育次長 白井太津男君

監査委員 飯森雄三君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚原優仁

書記 一之瀬裕希

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塚原義昭君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和2年第1回麻績村議会3月定例会第2日目を開会いたします。

本日は土曜日ではありますが、より多くの皆様が議会に関心を持っていただきますよう、行政機関の理解をいただき、平成24年から続いております第9回目の休日議会を開催するものであります。

報道関係者より、写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

なお、広報等でもお知らせしておりますとおり、3月定例会において、コロナウイルス予防・拡散防止対策として、議員、職員、また傍聴される方々に、マスクの着用、手洗い、消毒の励行をお願いしております。本日の一般質問におきましても、質問、答弁を簡潔にして、持ち時間をできるだけ45分以内として議事を進めてまいります。

なお、質問に際して、登壇せず、自席での質問を許可しておりますので、ご承知おきください。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（塚原義昭君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は7名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可します。

◇ 峯村賢治君

○議長（塚原義昭君） 初めに、3番、峯村賢治議員の一般質問を許可します。

3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 3番、峯村賢治です。

さきに通告しましたとおり、1、観光について、2、防災・減災について、3、健康管理について質問したいと思います。

ではまず、質問要旨1の聖高原の現状（入込客の推移）と今後についての考え方はということ、今期、全国的な雪不足の中、聖高原の状況はどうであったのか、また、今後、それに対する対応をどのように考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

聖高原の入込客数の推移でございますが、令和元年を含めた過去3年間の観光統計の推移を、まず申し上げます。

なお、観光統計自体は、毎年1月から12月までの暦年報告となっておりますことをご承知おきください。

平成29年は、観光統計上の人数は6万4,400人、平成30年は6万3,800人、令和元年は6万3,100人ということで、若干ではございますが、減少傾向になっているところでございます。減少の理由といたしまして、天候不順や令和元年東日本台風の災害によるものと、こちらでは検証をしているところでございます。特に、本年度のように、異常気象や災害による場合は、聖高原のみならず、全国的な入込客数の減少につながる要因と感じているところでございます。

今後でございますが、令和2年は、現在、国を挙げて対策に乗り出しております新型肺炎の影響による入込客数の減少が予想されます。また、その後、天候不順等がなければ、今現在の6万人前後の入込客数になるであろうというふうに、こちらでは考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 確かに、天候不順というのは、こればかりは、どのようにも計算もできないし、当てにもならない問題なんですけれども、その中でも、具体的に何かしらの対策というか、新たなものを考えているかということを知りたいんですけども、そういう面を踏まえまして、村長に改めて、今後聖高原をどうしていきたいのか、またその方向性とかビジョンがあったら伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） このご質問につきましては、入込客についての今後の状況という趣旨ということに捉えておりましたので、そこまでの細かいまとめはしていないわけですが、いずれにいたしましても、今の聖高原は、外でのレジャーといいますか、屋外が主ということでありまして、天候に大きく左右されるということでもあります。そうしたことから、今後は、今、天候に左右されない屋外のいろいろなスポーツ等もあるわけでありまして、そういったスポーツでありますとか、それから、今、新たな需要がありますのが登山とか、それからサイクリング、こういった新しいニーズが出てきておるわけです。こういった面につきましては、多少であります、インバウンド、いわゆるこういったことでもお客さん見えております。ですから、こういった分野にもこれから力を入れていかなければいけないのかなど、そう思っているわけです。

それから、まだ将来に、もっと先の将来に向けての考え方等についてもあるわけですが、これにつきましては、まだ発表を申し上げる段階ではございませんが、いずれにいたしましても、こうした天候に左右される中で、今、申し上げたところとか、あるいは釣りとか、こういったものについては、天候にあまり左右されませんので、そんなところに力を入れていきたいなど、こう思っています。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） やはり観光というのは、お客さんに来ていただかなければ、どうしても立ち行かない事業だとは思っています。その面、いろいろな策を考えていらっしゃると思いま

すけれども、インバウンド含めて、ぜひ、いろいろな方に来ていただけるように進めていただきたいと思います。

それでは、次、要旨2の質問に行きます。

冬期キャンプ場の開設はということで、これは、1月25日の信毎さんに、長野県観光機構は、冬期のキャンプ場開拓を目指すプロジェクトを、長野市、千曲市、白馬村、阿智村の観光局などが立ち上げたという掲載がありました。趣旨は、雪不足の状況下でも雪に頼らない新たな客層を広げるという趣旨でしたけれども、当村でも、今年の冬を踏まえても、そういった雪に頼らない新たな客層を広げるためにも、冬期のキャンプ場の開設というのは考えられないかということ伺いたしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

本年1月に、長野県観光機構が、長野県内の観光団体有志とともに、長野冬キャンブラボ、略称「NFCラボ」を発足し、冬キャンプ需要調査2020の結果発表がプレスリリースされたことは承知しているところでございます。

内容につきましては、先ほど、峯村議員がおっしゃったように、昨今のアウトドアブームによるキャンプ場が増加している中、全国で2番目にキャンプ場が多い長野県ではあるんですが、冬の期間にクローズしているキャンプ場が多く、今後、大きなチャンスロスを生む可能性があるとともに、暖冬、雪不足の影響で、集客に苦しむスキー場も多い中、雪に依存しない冬の新たな観光の魅力創出に取り組む必要があるとのことです。

調査結果を見ますと、有効回答が699サンプルありまして、12月から3月のいずれかの月に、冬のキャンプ場に行きたいと思う方は、6.9%であります。また、年間のキャンプ人口が850万人というふうに推計されておりまして、それに対し、冬のキャンプ意向人数は、850万人の6.9%、58万6,500人いるというふうに推測されて発表されておりました。

では、当村の聖高原キャンプ場についての現状を申し上げます。現在の条例では、営業期間は5月1日から10月末日までとなっており、本年のキャンプ場の入込客数は、1,544人となりました。昨年度のキャンプ場入込客数が1,164人でしたので、380人の増となり、施設の利用割合としては、バンガローが8割程、テントサイトが2割くらいの利用割合というふうになっております。

ご質問の冬期キャンプ場開設の件でございますが、今の聖高原キャンプ場のバンガローには、断熱材を貼っていない状況でありますし、また、シャワー室や水道施設、炊事場なども、

冬用に整備がされていない状況でございます。併せて、冬場にシャワー室等の利用ができないものですから、テントサイト利用者もキャンプをするには難しい状況となっております。

現在、キャンプ場以外の場所で、冬キャンプをする場合ということを想定した場合なのですが、その場合には、保健所の許可申請をしなければならないという状況もございます。ですが、新たな誘客につながるご提案でございますので、今後、研究をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 昨今のスキー場といったら、長野市の飯綱高原スキー場の閉鎖とか、朝日村さんでも、今度、プライムスキー場を閉鎖するのではないかという村長の談話がありましたけれども、決してスキー場自体が明るい話題はないわけなんですけれども、やはり当村でも、スキー場といったら、やはり雪がなければスキー場自体は成り立たないわけで、では、その冬季、今年のような状況になった場合、どうしたらいいかということをメインに考えていただきたいわけなんですけれども、そういった代案みたいなものを何か持ち合わせているか、これは村長にお伺いしたいんですけれども、このような考えがあるとかというような考えがありましたら伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、キャンプ場のご質問でございましたが、今、課長が答えましたのは、いわゆる村で営業しております管理区域内における冬季のキャンプということで、お答えしたわけでありまして、今、求められている冬期キャンプというのは、いわゆる管理区域におけるキャンプと、それから、いわゆる管理区域ではないエリアに出て行ってキャンプをするという、そういった楽しみ方もあるわけでありまして。いわゆる今申し上げたのは、管理区域におけるキャンプということでお答えしたわけでありまして、あのエリアは、どうしてもスキー場と、今一体となっているわけです。そうしたことから、スキーができなかったらキャンプ場を開きます、それから、スキーのできる時はキャンプ場は閉鎖しますというやり方では、大変難しいのかなと、そんなことも考えているわけです。

それで、やはり今、議員おっしゃられたように、冬、スキーだけで本当に大丈夫なのかということは、我々も感じているわけです。ですから、もし、雪が少なかったときにどうしようか、それから、今年もそうであったわけでありまして、雪が少なくても、子供たちのそり遊びに来られるお客様が多いわけです。ですから、そういうことを、いろいろなことをこれ

から考えていかなければいけないのかなど、そうは思っておりますが、具体的に何をということ、考えがまだそこまで行っておりません。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 先ほども言いましたけれども、この天候ばかりはどうしようもないとか、予測をしても、実際にそのとおりになるかどうか分からない状況の中で、やはり何らかしかに考えていかないと、聖高原の冬は何もなくなってしまうような状況になるのではなからうかと思っておりますので、ぜひ、新たなものを考えていただきたいと思っております。

では、次、要旨3に行きますけれども、博物館の展示についての考えはということで、これは、聖博物館の展示品の入替えの検討はされているのかとか、旧聖高原ホテルの2階にしまわれている展示品の管理はできているのか、また、そのしまわれている展示品は、かなり寄贈されたものが多いと聞いているんですけれども、これら使えるものは、教材として麻績学舎の2階にでも展示できないか、小学生の学習の一助になろうと思うんですが、そのような考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

過去に聖博物館に展示されていたものは、動物の剥製類であったり、昆虫と海洋生物の標本でございました。その標本等については、破損が著しくなっていましたので、平成24年のリニューアルのときに、もう展示できない状況ということで、処分を、今、考えているところでございます。また、今現在の博物館については、常設展として、麻績の歴史をテーマとして継続していく方向で、今、考えております。

ただ、企画展示につきましては、企画展等を期間を区切ってやるとか、そういうような形の企画については、今後研究していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 一応、私も、聖高原ホテルの2階の、いわゆるしまっているところを見させていただいたことがあるんですけれども、やはりかなりほこりをかぶって、シーチングみたいな布をかぶせてあるんですけれども、それでも、とても、たたけばほこりが出るような状況で、標本等が破損しているところまでは見ませんでしたけれども、それ以外にも、例えば、何か古い昔の農機具みたいなものもあったような気がするんですけれども、そうい

ったものだけでも展示品として扱えないかなと思うんですが、そういうような考えもないでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

確かに、古い農機具等はございますが、今現在、常設のテーマとしては、麻績の歴史をテーマということで、今、展示してあるのがベストということで、選んで、今現在展示しております。ですので、今、倉庫にしまっているものは、基本的には、今後どうするかということは、まだ検討をしていない段階でございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 私の言い方が悪かったですね。展示できないかというのは、麻績学舎等に展示できないかということ聞いたつもりだったんですけども、やはり、寄贈された方、これ、私、人づてに聞いた話なんで、直接聞いた話ではないですけども、過去に寄贈された方が、前に見に行ったらけれども、そういうのは見当たらないんだけどという話を聞いたことがあったので、そういうものも、寄贈されて、かなりたっていると思うので、その方がお元気でおられるかもちょっと分かりませんが、そういった面も踏まえて、北校舎の2階の空いているスペースにもできないかという趣旨で質問したんですが、その辺どうですかね。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 過去に寄贈されたということで、こちらで実際相談を受けたことがあったんですが、実は、過去に寄贈されて、実際、リニューアルに入ったときに、整理した物品との、それで確認をしたところ、寄贈はされたんですけども、既に、リニューアルまでの間に処分をされているというものも多々ありました。ですので、もう大分年数がたっているもので、どの時点でそれを処分したのかというのは、正直、不明でございます。なので、先ほどお答えしたように、もう展示できる状態ではないものですから、倉庫に置いてあるという状況というふうに判断して、今現在に至っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 分かりました。

では、次の要旨4に行きます。

観光パンフレットのホームページに、外国語の表記はできないかということなんですけれども、私、麻績のパンフレット、これ見て思ったんですけれども、確かに、名前とかは、英語、中国語、ハングルの表記になっているんですが、この説明文自体が全部日本語で、これを見て、外国の方が訪ねてみたいと思うかなと、そういう史跡等にですね。そう思ったんですけれども、何かこう中途半端な作りではないかなと思って。それと、ホームページのほうも、そういう表記が全く見当たらないので、これはちょっといかなものかと思ひまして、ぜひ、そういう対処を考えていただけないかと思ひまして、伺いたいと思ひます。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

現在、多言語対応されているものは、議員さんおっしゃったように、観光パンフレット、また、信濃観月苑のパンフレット、あと村のホームページとなっています。観光パンフレットと信濃観月苑のパンフレットは、日本語、英語、中国語、韓国語の4言語で成っております。また、村のホームページは、日本語、英語、中国語の3言語の対応となっております。

ホームページ内の外国語の表記でございますが、麻績村の紹介や位置、麻績村の歴史紹介、聖高原の施設案内、これは聖湖、聖博物館、スキー場、聖レイクサイド館、スカイライダー、あと、また平成27年度にホームページを更新した際、多言語ページにつきましては、必要コンテンツのみを各言語に翻訳、作成する考えということで、現在に至っているところでございます。

ですので、今現在、日本語と同じように、各翻訳ページにコンテンツを増やす場合につきましては、理事者であったり、その担当課に、私ども相談してからでないと、私からどうするというふうにはお答えできない状況となっております。

また、麻績村単独ではないんですが、新幹線上田駅観光案内所運営委員会で作成している英語版での広域観光マップがございます。ですので、そのような感じで、村単独でなくても、広域的に、そういう多言語対応はやっているところでございます。今後、必要な言語等あれば、増やすように研究していきたいと思ひているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） なかなか麻績村にインバウンドといっても、外国の方の訪問というか、観光に対して、来ていただけるというのは、なかなか少ないのではないかなと、今、感じているんですけれども、それでも国・県を挙げて、今、推進している中で、麻績村もそういう

のをもっと進めていったほうがいいんじゃないかと思う次第なんですけど、ちなみに、これ、議長が松本広域の会議に行ったときにもらってきた資料というかパンフですけど、これ見ると、麻績のパンフレットと全く逆で、名前だけが日本語で、あとは全部、紹介が英文なんですよね。せめて、将来見据えて、海外の方に来ていただくためにも、こういったパンフの作成をお願いしたいと思います。

以上ですけども、次、質問事項2のほうに行きたいと思います。

防災・減災についてですが、質問要旨1、水、食料の備蓄についてということですが、まずはその前に、今まで提言しておりました避難所への発電機の配備並びに北校舎脇の公園の整備に予算を計上していただいたことに感謝を申し上げますが、しかしながら、避難所の水、食料の備蓄に関しては、どうしても納得ができなくて、再度伺いたいと思いますが、最低限の備蓄は考えられないかということで伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、水、食料の備蓄の関係について説明をさせていただきますが、災害発生時からの数日間の食料については、できるだけ温かいものがあるということとで申し上げているところでございます。また、災害の基本の自分の命は自分で守るというような災害の基本のとおり、家庭においても、3日から1週間分程度の備蓄を進められるよう、現在推奨をしておるところです。

また、大規模災害時などの緊急時には、各家庭の備蓄ですとか、地域が協力しての活動、また、公的な備蓄というような複数の準備が必要であるというふうにも考えてございます。

議員おっしゃるとおり、公的な備蓄の関係でございますが、防災計画でも定められておりますものもございます。また、各家庭においても、ローリングストック法等で備蓄をさせていただきたいというようなこともございますし、水の関係でも、緊急時等もございますので、今、担当課としては、防災計画上のものについては、準備できないかということで、今、検討を進めているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） ぜひ、それを早急に進めていただきたいと思いますが、やはりこれも前々から質問しているわけなんですけれども、基本的に、私の場合もそうなんですけれども、例えば水だったらペットボトル6本の2箱、それから簡単に食べられるインスタント食品とか、あと、課長も前におっしゃっていましたが、クッキーみたいなものとか、それぞれ数日分は、最低でも用意してあるつもりなんです。その上で聞いているんですけれど

ども、その大震災等のあった場合に、それが全く持ち出せないような状況になったことを踏まえて今まで質問したつもりだったんですよ。ですから、答弁いただいた内容では、どうも持ち出しができることを前提にお話しただいたような気がしまして、それで、さっき課長がおっしゃいました公的な備蓄も必要ではなかろうかという趣旨で質問していました。

ですから、これもやはり早急に、最低限のものは村のほうで用意していただきたいというのが今回の質問の趣旨なんですけれども。先ほども最低限というか、検討はされているということなので、質問の次に行きたいと思います。

避難が長期化した場合のプライバシーの保護への対応はということですが、さきの台風10号、19号の場合、また、過去の震災の場合もそうですけれども、長期化した際のプライバシーの問題というのは、やはり新聞等にも掲載されておりますので、また、当村での対応はどのようなかということをお伺いしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 避難所での長期化した場合のプライバシーもござりますが、麻績村の今までの対応について、若干説明をさせていただきたいと思います。

麻績村では、大規模災害が近年多発しておりますけれども、その例でいきますと、大きな避難所では、コミュニティの問題があるとか避難の方法、トラブルの問題などがありまして、余り大き過ぎる避難所はどうかということで、避難しやすくしてコミュニティが確保できるということで、地区の公民館を第1次避難所ということで設定を、皆さんの協力をいただいて平成31年の3月に設定することができました。

また、遅れておりましたけれども、福祉避難所につきましても設定をさせていただきまして、避難所に避難された方が、場合によっては、住民課の配置によりまして、福祉避難所のほうへ移れるというようなものも準備できたところでございます。

ご質問の避難が長期化した場合のプライバシー保護の関係でございます。大規模な災害になった場合には、国等との支援物資が被災自治体に支援するということがございますけれども、支援が来るまでには、数日間かかるというようなものもございます。現在、担当課におきまして、第1次避難所の開設の手順書のようなものを作成中でございますので、また、それ作成後、避難所運営マニュアルというようなものも作成をしていかなければいけないということで、今、準備を進めているところでございます。

災害の規模、状況にもよりますが、既存の施設の活用や避難所内での更衣室、授乳室等の間仕切りというようなものも、そういうものも考慮した中で、居住スペースを確保すること

も必要だというふうに考えております。また、近隣では、スペースが多く必要になるという
ような課題もありますが、テントのような素材の折り畳み式の間仕切りを用意した例もある
というふうにお聞きしております。長期にわたる避難所生活においては、他の自治体の情況
も調査しながら、避難所運営マニュアルに活かしてまいりたいと考えておりますので、よろ
しくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今、課長の答弁では、上田市さんの例を挙げられていたと思うんです
けれども、ああいったもの、あるいは段ボール等によるベッド、あるいはパーティションの
ようなものを、長期化した場合はどうしても必要になるのではなかろうか、それはさっきも
ちょっと言いましたけれども、去年の台風10号、15、19号の様子を見ましても、やはりそ
のように感じるわけなので、ぜひ、その辺もそろえていただければと思っております。

それでは、次の質問に行きます。

健康管理についてということですが、フレイル健診の義務化に伴う当村の対応はというこ
とで、来年度4月より後期高齢者に対してフレイル健診を開始しますが、それに伴う当村の
対応はということで伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いま

す。ご質問の後期高齢者の健康診断でございますけれども、これにつきましては、制度発足時
から、40歳から74歳までの特定健診の項目に準じて実施されております。健診時の質問表
についても、特定健診に準じて、標準的な質問票を活用してまいりました。しかしながら、
標準的な質問票につきましては、メタボリックシンドローム対策に着目したものとなってお
りまして、現在、フレイルなどの高齢者の特性を把握するものとしては、十分と言えないと
いうことで、課題となっております。

これを踏まえまして、厚労省のワーキンググループにより検討されまして、フレイル等の
高齢者の特性を把握するため、新たな高齢者の質問票が策定されたところでございます。新
たな質問票では、運動や食性の習慣、物忘れの有無など、15項目が追加されまして、高齢者
の運動機能や栄養状態などを把握するものとなっております。当村においても、令和2年度
の後期高齢者新健診では、新たな後期高齢者の質問票を使用して、高齢者の特性を踏まえた
健康状態の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 分かりました。

それでは、要旨2の質問に行きたいと思います。

その診断後の結果についての対応はということで、厚労省の後期高齢者質問票の解説と留意する事項にも、質問票を活用した面談について、健診後の指導を想定するという文言がありますけれども、当村でもそのような指導体制を考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

現在、後期高齢者健診の結果につきましては、保健師が個別に訪問し、結果の返却を行い、個別指導を行っております。健診後の対応につきましては、国が示す高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等の方針に沿いまして、低栄養防止、重症化予防の個別的な支援を必要とする高齢者への訪問相談や適正受診等の促進のための訪問指導等、個別支援を保健師が実施していくこととしております。

また、後期高齢者の質問票の回答内容は、令和2年度から国保データベースシステムに収録されることとなりますので、経年経過についても把握しまして、指導の活用に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） このデータ、厚労省のほうでもKDBでしたか、厚労省のデータベースに収録するということなので、それを踏まえて、市町村のほうも、それをどう活用化するかということだと思うんですけども、基本的に、健康寿命を延ばしたいというのが趣旨だと思うんですけどよね。だから、そういう面も含めまして、当村でも、やはり高齢化率が高くなっているわけですから、ぜひ、活用してやっていただきたいと思います。

以上です。私の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 3番、峯村賢治議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮川秀俊君

○議長（塚原義昭君） 続いて、4番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 4番、宮川です。

まず、1点目、入札についてお伺いをいたします。

要旨1番の参加資格（要件）はどのように規定されているのか、お伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、入札参加資格の要件について一般事項について説明をさせていただきます。

公共工事の入札につきましては、地方自治法条例等例規、また、財務規則、建設事業法などの法令に基づいて実施をされてございます。現在、麻績村の入札の関係でございまして、地方自治法の規定によりまして、2年に1度、麻績村入札参加者資格名簿というのを作成しております。その中で、その参加名簿というのは、今現在は、令和元年、令和2年というような形となっております。令和2年度までという形になってございます。

現在は、その名簿の中でございまして、建設工事、コンサルタント、物品関係と、主に大きく3つに分かれた名簿を作成してございます。入札におきましては、その指名願の中から指名業者を選びまして、入札を各課で行っているという状況でございまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今、課長からご説明いただいたとおりだと思います。国の法律があって、それから長野県の法律、それを下ろしてきて、村でもそれを準用していくということが当然だと思います。

私は、なぜこんなことを、最初、言わなければいけないのかといいますと、昨年9月、コンプライアンスの中で、入札に関して質問したわけでありまして、その後、ある業者から、発言を撤回しろとか、今後入札に関しての質問はやめろ等といった理不尽な要求を突きつけられたわけでありまして。電話のみならず、自宅へも来て、暴言や恫喝といった非常識な振る舞いを行ったわけでありまして、この参加資格、常識的に考えて、私は、こういうのも抵触するのではないかと思います。このような業者に対しては、行政指導も必要かと思いますが、いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） ただいま議員おっしゃられた内容につきましては、細かいことを承知しておりませんので、ちょっと発言は控えさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、承知していただければ、これから活かしていただければいいかなと思います。

それで、もう1点、入札制度の在り方に問題ないのかという観点でご質問します。

公共工事の入札及び契約については、適正化の促進に関する法律を踏まえ、ふだんの見直しを行い、改善をしていくことが求められておりますが、現在、村で行われている入札は、私は実際立ち会っておりませんので、担当課長、村長の2名の参加という理解でよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 役場関係ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（宮下利秀君） 村関係では、工事の担当者、担当課長、村長が出席をしてございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 私は、一番入札について懸念されるのが、情報漏えいであったり、談合であったりということが、全国的に問題になっておりますので、私は、担当課の職員のほかにもう1名、例えば課にもよりますけれども、会計室とか、総務課長なりに立ち会っていただければ、そういう1点は予防につながっていくのではないかとということで申し上げておきますが、その点ちょっと考えていただきたいと思います。

それで、この村が談合をやっているということではありませんが、一例としまして、下伊那郡松川町が2018年度に行った小・中学校へのエアコン設置工事事業の入札について、不正があったのではないかと、住民監査請求が出されております。こういった状況も踏まえて、現行の入札制度については、入札契約手続の透明性、公平性の確保が一番重要だと思います。

それで、これは私の考えですが、監査委員と地方公共団体における入札監視委員会、第三者機関の活用を通じた監視機能の強化ということで、監査委員等にも積極的に出ていくこと、

こういうことが大変重要ではないかと、これは私の意見ですけれども、課長のほうでどう考えているのか、これの1点だけ、すみません。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうから、少し先ほどの件について答えさせていただきますが、入札の執行であります、入札は長の責任で行われるわけでありまして、予定価格等につきましても、長が設定するということになっております。

今、麻績村のやり方といたしましては、入札のある直前、ですから、例えば朝9時から入札ということになりますと、そのぎりぎり前に、担当者がいろいろな書類を私のところへ持ってまいります。私として、予定価格をその場で入れて、そこで封印をして、封印をした予定価格調書というものをもって、そして入札を行うということになるわけでありまして、ですから、今、議員おっしゃられたような、予定価格が漏れるとか、そういったことをなくすために、そういうやり方をやっているわけでありまして、今、麻績のやり方であれば、そういった懸念されることはないというふうに私は思っているわけです。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 入札の関係でございます。

入札につきましては、入札通知書の発送時点で、監査委員さんのほうにも、いつ幾日入札ということでお知らせをさせていただいております。また、入札結果につきましては、毎月の例月監査におきまして、一覧表にしたものを監査委員さんのほうにご提示をさせていただいているというところでございます。

また、談合につきましては、麻績村でも談合の対策マニュアルもございまして、談合情報があった場合には、そのようなマニュアルに沿って行っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 公平性といいますか、先ほども申し上げました透明性ということが一番重要になってきておりますので、これからも疑念が生じないようにやっていただければと思います。

それでは、次に2点目ですが、教育行政についてお伺いをいたします。

最初は、村長にお伺いをいたします。これは前回の12月にもお聞きしました。中学校統合に

関しての意識調査ということで、そのときの村長の答弁によりますと、筑北村の議会が、まだ麻績よりも後だったものですから、動向を見ながら判断していきたいというようなことだったと思いますが、現時点でのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これは、12月にお答えしたとおりであるわけですが、ちょっと、経緯も含めてお話しをさせていただきたいと思っております。

学校統合問題につきましては、平成22年から、麻績村と筑北村で協議を進めてきたわけですが、平成24年に、当時の両村長で統合案は成立いただいたと。これにつきましては、麻績村では大方の理解をいただいたわけですが、筑北村では理解が得られなかったと。その後、村長選挙が両村でありまして、筑北村においては、新たな公約を掲げました関川村政が新たにスタートしたということでございまして、新たな村政では、学校統合についての方針も、従前とは変わってきたということでございまして、学校統合に関する協議は、自主的にそこで中断したという経緯であるわけです。

平成29年度には、筑北村から、いわゆる協議を経ない特例、地方自治法第286条の2、いわゆる一方的な通告による手段ですが、これによって筑北村議会の議決を経て、学校組合からの離脱通告があったと。そして今日に至っているということであるわけです。それで、私は、以前から申し上げているように、児童数が減少する中で、学校統合は必要だという思いは、今でも変わっていないということを申し上げているわけです。恐らく私と同じ思いは、村民の多くがそう思っているというふうに私は今も思っています。

それで、さて、その意識調査の件でございしますが、これは12月も申し上げたわけです。これは麻績村だけでやっても意味がないことだと。これは地域全体の問題としてやっていく必要があるという答え方をしておいたわけです。それで、こうした調査は、両村でもやっていく必要があるということでございまして、麻績村は、そういった答え方をしたわけですが、筑北村におきましては、その調査は今の段階でないというような結論になったということも聞いているわけです。併せまして、今、筑北村さんにおきましては、4月からの新しい学校再編、これに、今、動き出そうというところでありまして、麻績村も、新たな村立の中学をスタートさせているというときであるわけです。

優先すべきことは、こうした環境下で、いかによりよい教育を定着させ、継続させていくかということが、今、一番だと思うんですね。新たな方式で行ったときに、その新たな課題が、当然出てくるわけですね。それで、準備委員の皆さんもいろいろなことを考えてくれる、

その段階で、多くの皆さんのご意見を聞くということは大事だろうと思うんですが、今の段階では、申し上げているとおり、意向調査、こういったことは、今、必要ではないというふうに私は思っているわけです。ですから、前に申し上げたとおり、今の時点では、意識調査の実施については、村としては考えていないということでございますので、お願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 前回と同じ答弁の内容だと思います。議員の発信力の小ささも問題かもしれませんが、このことに関しましては、議会が全会一致で上げてありますので、それは村長として、村民に文書でちゃんと説明すべきだと思うので、私は、例えば新聞折り込みでも結構ですので、そういうところに、1枚でもいいので、村長の考えというのをしっかり入れていただければありがたいかなと思っています。

このことに関しましては、ほかの議員も質問通告してありますので、今回は、これだけにしておきますけれども、2番目の、今度教育長にお伺いしますが、麻績村の教育方針に関する研究検討委員会が、これは、第1回目が平成29年6月29日から今日まで開かれてきておりますが、この研究検討委員会、これはもう終わりなんですか、それともまだやっていくのか、もし、これからも続行ということであれば、ある程度、中間答申的なものも必要だと思いますし、もう研究検討委員会は終わりですよということであれば、最終答申のようなものは必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 麻績村の教育方針に関する研究検討委員会の部分でございますが、研究検討委員会の答申につきましては、現在までは行っていないのが状況でございますが、研究検討委員会の幹部会において検討されておりますこと、そういう中で、検討結果によっては、すぐにでもできることがあるというような状況の中から、答申という考え方の前に、できることはすぐやっておくというようなことで進めさせていただいている状況でございます。中には、まとめに入ってきている部会もありますが、今、実施されている部分、これからも評価等する中で、改善、また、いろいろできることもあろうかと思っておりますので、検討部会については、これからも継続して、回数は減ってくると思いますが、そういう部分でのPDCAの部分もしっかりやりながら行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 教育長は、教育行政のトップということで、今回のコロナウイルス等の対応で大変ご尽力いただいて、感謝申し上げます。

それで、研究検討委員会のこの議事録の中に、第7回のがありまして、教育委員の中から、教育方針に関する進捗具合等、どのくらい理解しているのか、どのくらい認識しているのかということに、非常に疑問だということで上げられております。ぜひ、これからも、例えば議事録はホームページで公開されております。それから、もう一つは、こちらの館報の中に、独自の教育方針ということで、議事録ではないんですけども、主立ったものが載せられております。こういったものだけでは分かりにくいので、どうしてもある程度一つの締めとして、私は報告していただきたいかなと思っています。

それで、次の要旨3番であります。教育環境整備について、保護者との意見交換を、私は実施すべきではないかという観点からご質問いたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 教育環境、本当に広い範囲があるわけでありましたが、こういったことについて、保護者との意見交換やるべきだと。おっしゃるとおりだと私は思っております。

教育環境の整備、これは本当に大事なことでございまして、村もこれにいろいろな面で力を入れているわけでありまして。今後、さらによりよい教育を示すことは必要であると。そう認識しております。それで、現在、文科省でも、グローバル化や急速な情報化、技術革新、いわゆるこうした社会の変化を見据えて、新たな学習指導要領をスタートさせているということは、議員も承知だと思っております。

ご承知のとおり、今、教育は、学校、家庭、行政、地域など、子供の未来を支える多くの皆様と、その思いを共有して進めていかなければいけないという時代になっているわけでございまして、こうしたことから、必要に応じて、その説明会とか、あるいは意見を聞く会ということは、これからもつくっていききたいと、こう思っているわけです。

保護者との意見交換につきましては、これ、いろいろなその場面がありますが、私も、そのいろいろなところへ出ていきますけれども、そういった機会を捉えて、いろいろなお意見をお聞きするというところに、これからも心がけていききたいと、こう思っているわけです。

また、議員各位からも、教育環境の整備について、不備な点等があるとすれば、またご意見等、ぜひお寄せいただきたいと、こう思っているわけでありまして。

私からは以上であります。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 実は、これも平成29年の議事録なのですが、委員の話によると、これはある保護者から出たことを委員さんが言ったと思うんですが、それによると、「村長の話は毎回同じなので省いてもよかった」、「意見を聞いてもらえないうちに帰ってしまい、残念でした」というような意見が載せられております。それで、これから新年度に入って、中学校が村立になったり、保護者のみならず、子供たち、生徒・児童が不安に思ったり、また、学年PTAですか、それからPTA総会というのが、これから4月には、多分予定されてくると思いますので、教育長共々、村長も、そういうところで、住民と膝を交えて、忌憚ない意見の交換をしていただけたらと思います。

それでは、3番目、SDGsの取組について伺います。

近頃、よく耳にする言葉でございますが、国連が提唱する持続可能な開発目標、全ての加盟国が2030年までの達成を目指すということであります。17分野にわたる目標がありますが、一番重要となる1番の気候変動に具体的な対策は何か、例えばCO₂の削減などということで質問をいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、ご質問いただきましたけれども、麻績村としてのCO₂削減の事業について、お話をさせていただきたいと思っております。

麻績村としては、可燃ごみの減量化を目的に、生ごみの再資源化を進めてまいりました。各家庭で購入する生ごみの処理槽に対して、村から一定の補助をしております。また、平成17年度からは、食品残渣の再資源化と自然環境の保全を目的に、地域循環型堆肥化施設を設置し、循環型社会の構築に努めてまいりました。一昨年からは、処理方法を変えて、可燃ごみの減量化を推進しております。回収地区も増やしたことから、一般家庭からの可燃ごみの排出量は、近隣市村に比較して、低い数字となっております。

また、一般家庭から排出されるごみの分別収集、村営住宅のオール電化、公共施設のLED化等によりまして、CO₂削減に努めているところでございます。一般家庭においても、CO₂削減に向け、エアコンの設定を緩めにする、また、電球をLED化に変える、使わない電気は消すなどの簡単な省エネ活動についても、住民の協力で働きかけることも必要かと思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） CO₂削減で、可燃ごみの収集とか積極的に行われていることと今、お答えいただきました。それで、気候変動に関しては、この村も大被害というか、台風19号で災害があったわけですし、また、今年の冬のような雪不足ということがあって、南極においては、冰山崩壊であったり、海外では森林火災が起きて、地球規模で異変が起きてきているわけです。当たり前のようになってしまうてきているということは、各自治体も住民も考えていかなければならないと思いますが、長野県では、昨年、12月でしたか、白馬村で、県内の自治体で初めてとなる気候非常事態宣言を出しました。再生可能エネルギーへの転換、温室効果ガスの削減に取り組むということであります。

そこで、麻績村としても、こういったこと、住民への周知、啓発活動が非常に重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） ご質問の気候非常事態宣言の関係でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○住民課長（森山正一君） 現段階においては、麻績村として、今、すぐにこの地域の宣言をしたいという考えはございませんが、県の気候非常事態宣言の中で、2050年までに二酸化炭素排出量、実質ゼロにするという目標を掲げておる中で、県では、気候非常事態宣言の決意への賛同ということで、市町村に呼びかけをしております。麻績村につきましても、これに賛同させていただいているところでございます。今後、これに向けて、どういう対策を取っていくか、研究・検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ぜひ、一番最後から手を挙げることはないようお願いしたいと思います。

それで、要旨2番ですが、エネルギーをクリーンにということ、太陽光や木質バイオマス等の活用について、どのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

エネルギー転換政策では、太陽光エネルギーが注目されまして、各地にソーラーパネル設

置が進んでおります。地域によっては、メガソーラーと呼ばれる大規模な施設も建設されているところがございます。

当村では、平成22年度から住宅用太陽光発電システムの導入を推進するため、導入に対する補助を行ってまいりました。補助件数につきましては、平成22年度から26年度までの5年間で36件、27年度から30年度までの4年間で4件の実績がございました。導入目的をほぼ達成したことから、昨年度をもって、この導入補助制度を終了しております。現在も、建物の屋根、屋上に設置されるものについては、制限がなく、設置可能となっておりますので、問合せがあれば、積極的に活用を促しているところがございます。

また、現在は、木質バイオマスの活用については、当村において大きな取組はしておりませんが、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 太陽光で、各自宅は、そういうことだと思います。それで、木質バイオマスは、森林資源が、村内では大体面積8割を占めておるんです。それで、こういった山林が今、荒れている状態なので、ぜひ、再生エネルギーに、山の手入れとともに、行っていただければありがたいかなと思っております。

それから、文科省がやっております「公立学校の太陽光発電に関して」ということで、こちら、文科省が出しているパンフレットなのですが、今でも国が補助しているかどうかは分かりませんが、子供たちの環境政策、環境の勉強として、例えば屋根に太陽パネルを設置するということになると、大がかりになりますので、小さなパネル1枚でもいいので、それを、例えば防犯灯に使ったり、そういうことで、小学校や中学校の勉強に役立てたらいかかと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 環境の面で、いろいろCO₂とか出さないような対策を取る、そこら辺の部分の子供たちへの認識を高める部分では、非常に大切なことかなというふうには考えておりますが、これから、そこら辺のところは、学校とも研究をしていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ぜひお願いします。

それで、要旨3番ですけれども、小学校での海洋教育実践の考えということで、プラスチックごみの問題についてお伺いいたします。

これは2年前の新聞記事になりますが、松本市内の5つの小学校で、海洋教育を始めるとありました。長野県は海がないわけでありますが、山からの豊富なミネラルを含んだ水が海の生物の元となっていくます。環境問題に関しましては、プラスチックの様々な破片が川を下って、やがてマイクロプラスチックとなり、海の生物に悪影響を与えております。村内では、臨海学習があったり、また、夏休みになると、川遊び、いかだ下りであったり、魚のつかみ取り等といった自然の水に接する機会も多くあります。このような体験を生かして、麻績村においても海洋教育を実施したらいかかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） SDGsの関係の中でも、海の豊かさを守ろうというような部分でも出てくるかというふうに思います。

現在、今、おっしゃられたとおり、多くのプラスチックのごみが海に流れ込んで、本当に、環境や生態系に大きな影響を与えるということは、お聞きしているところでございます。今、議員のおっしゃられたとおり、小学校の児童も5年生の臨海学習で海に行っております。地元の漁師さんを講師に、お話を聞く中で、この問題もお聞きしているというふうに聞いております。

また、このごみは、海外から流れ来るものもありますし、日本の中から川を通して、本当にきれいな水と一緒に、そういうものが流れていくということもあるというふうに思います。ですので、こういう部分で、子供たちがポイ捨てや放棄、投棄に対しての認識をもう少し高めることが必要なのかなということでございます。身近な部分で、ごみはきちんと処理することの大切さを学んでいく中で、少しでも海の上への、下流部への汚染を少なくしていくことが大切かと思っております。

学校教育では、社会科や道徳の勉強となってくることと思いますが、一番は、やはり日常生活の中で学んでいくことが大切なことかというふうに思います。家庭の中で、しっかりプラスチックごみ等のことが処理ができればいいと思います。特に、台風や大雨の後には、麻績川にも多くのプラスチックごみが浮いております。議員さんも目にしたことがあろうかと思いますが、こういうものをなくすことが、一つの教育ではないかというふうに考えておりますので、これからも、その部分も、学校と協議をしながら、家庭教育の部分も進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） SDGsというのは、これからは、2030年までに大変重要な目標になると思っていますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、4番目の質問に移ります。第2期子ども子育て支援に関しまして、妊婦の歯科健診補助の実施を、予算として、令和2年度からの実施を求めたいと思ひますが、村では、現在、麻績村子ども・子育て支援事業計画（案）につきまして、パブリックコメントを募集しております。この委員会については、私も参加させていただきました。子育てに関心を寄せている方も大変多いわけであります。

また、これに関しましては、さきの定例会におきまして、歯科医師会よりの妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情が採択されております。県下市町村の中では、まだ27市町村ということではありますが、近隣では、安曇野市、生坂村が実施となっております。助成額は、それぞればらばらですが、3,000円、4,000円、個人負担のあるところ、ないところあります。人数からしますと、そんなに大きな村の負担とはならないと思ひますので、ぜひ、お考えをいただきたいと思ひます。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） ありがとうございます。

現在、妊婦には、従来から実施しております妊婦健康診査、それから、令和元年度より松本地域全体で、出産後の産婦健康診査に関わる費用に対して、補助を行っております。妊婦から出産期における健康診査の支援をしているところでございます。歯科につきましては、今年度より、妊婦に限らず、若い世代の歯の健康の保持・増進を目的に、20歳から45歳までの5歳刻みの年齢の方を対象にしまして、歯科健診の事業を開始しているところでございます。

村内の歯科医での健診費用の一部を、村が負担している状況にあります。ご質問の妊娠期に口腔衛生状態が悪化しやすいこと、また、ホルモンバランスが変化し、歯周病の増加により、早産、または低体重児出産のリスクが高まるということから、妊婦が健診を受けることが重要であることは認識しております。

村としましては、令和2年度において、この事業が実施できるよう調整を図ってまいりたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ぜひ、そのようにお願ひいたします。

それでは、次の質問、5番目ではありますが、福祉施設の老朽化について、お伺いをいたします。

現在、福祉企業センター、山ぼうし分場がありますが、今後の在り方ということについてお伺いをいたします。

昨年12月、福祉企業センター運営委員会が開かれました。会議の中では、授産施設として、利用者が少ないということが問題でしたが、施設の老朽化が進んでおります。令和2年度中に検討に入るとのことではありますが、今後の方向性はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきます。

福祉企業センターにつきましては、昭和49年に建設、また、山ぼうし分場の建物につきましては、昭和41年に建てられた旧麻績保育園の建物でありまして、両施設とも老朽化が進んでいるため、施設の整備については、今後の在り方を含め、検討を始めるところでございます。

福祉企業センターは、社会福祉法に基づく授産施設で、身体上もしくは精神上の理由、または世帯の事情により、就業能力の限られている方に対しまして、就労または技能の習得のために必要な機会を与えまして、その自立の助長を図るために設置されております。

現在の利用者は5名であります。利用者は、減少している状況にあります。また、平成29年4月から福祉企業センターの分場として、山ぼうし作業場が加わり、こちらは、現在の利用者は4名となっております。

この施設の整備につきましては、多くの方に利用していただける魅力ある施設を目指しまして、障害者計画の中でも就業の場の提供を図ることとしておりますので、社会福祉法に基づく授産施設の機能とともに、障害者の総合支援法に基づきます障害者就労継続支援施設としての機能も備えた施設整備を今後、検討してまいりたいと考えております。

国では、従来、縦割りで行われていました介護、障害、生活困窮などの事業を、一体的に実施する場合、実施に要する総費用を、合理的な方法によって案分できるよう検討がなされているところでありますので、今後、同じ建物の中で、一体的な事業の実施も可能となってくるかと考えられます。その可能性も含めた中で、施設の整備を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それで、私は、自分の提案なんですけれども、現在、宮本地区に工場がありまして、そこが今月いっぱい閉鎖になるということをお伺いしました。そこで、相手方があることなので、経営者の方が了解をいただければという前提になりはしますが、そのこの1画を使わせていただいて、現在の福祉企業センター、あるいは山ぼうし分場、これは例えば賃貸契約とか、そういうことができれば、一緒にその施設を使わせてもらえれば一番いいかなと思っておりますが、もし、村長なり住民課長なり、その辺の考えはどんなものか、お聞かせ願えればと思っております。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、課長が申し上げたように、この福祉施設につきましては、今後も整備していかなければいけないという考えでございます。ただ、今、課長が申し上げているように、今年度から研究していくということですが、実は、この具体的な内容の検討以前に、ご利用者様がどうなっていくかという、その予測とか、その研究が、今、大変な状況になっているわけです。

それとまた、今申し上げたように、障害者等の対応等を考えていきますと、将来、この麻績村だけではなくて、近隣を含めたということも、当然考えていかなければいけないということになりますと、交通の利便性というようなことも考えなければいけないわけです。それで、現在もJRを使ったりということも、中にあるわけではありますが、そういうことを考えていきますと、理想は、交通の便のよいところということになるわけでありまして、今、提案、初めてお聞きしましたので、今、ここでどうこうということは言えないわけですが、提案としてお受けさせていただきますけれども、いろいろなことを考えた中で考えていきたいと、決定していきたいと、こんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） そういうことであれば、了解しますけれども、今の現況は、先ほど課長、伺ったとおりなんです。やはり老朽化していることは事実ですし、夏は暑い、冬は寒いといった非常に過酷な環境ではないかと思っておりますので、新年度検討いただければと思っております。

それでは、最後の6番目の老人クラブについて、お伺いいたします。

老人クラブは、健康・友愛・奉仕を大きな柱としまして、知識や経験を生かし、世代交流を図り、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、福祉の向上に努め

ることを目的としております。現在、高齢化が進んでおりまして、全国的に見ると、クラブ数、会員数とも年々減少しているようですが、当村の単位クラブ会員数はどのようになっているのでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 老人クラブについてのご質問でございます。高齢化が進展する中、人生100年時代を迎え、老人クラブ活動に対する社会的な期待は大きくなっているところがございます。

ご質問の麻績村における令和元年度の老人クラブの単位クラブ数は、12クラブであります。全会員数は、547名となっております。前年度と比較しますと、会員数は40名ほど減となっております。状況につきましては、年々減少している状況にあらうかなというところがございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） やはり村内の会員も減ってきているということで、それで、会員というのは、単位クラブによって、多分、参加年齢というのは違うかと思うんですが、私の地区では60歳以上で、自主参加となっております。しかし、活動されている方というのは、非常に限られた方で、一部の役員に限られていて、魅力がなくて参加者も少ないようですので、高齢者の生きがいとなるようなアドバイスもこれからは必要ではないかと思っておりますので、その辺も考えていただければと思います。

次に、要旨2であります。老連収支決算書というのが、私、平成29年度の資料で見ただけですけども、これも老人福祉法において、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業が行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないとあります。

老連収支決算書を見ると、会費と主な収入源としては、村費補助金が32万円、新年度予算でも同じぐらい出ていたと思いますが、このような報告は、村では受けているのでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 村には、決算書についての報告は受けておりません。しかしながら、交付申請の際には、その会の予算書、また、年間活動計画を添付していただいている状況でございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今回は、老人クラブということで質問しましたが、村から出ている補助金というのは、老連のほかにも様々な団体があるわけなので、例えば事業報告とか収支決算なり、これからは、行政としても補助金のチェックがどのように使われているか、どのような事業が行われているか、その辺も必要だと思いますので、その辺の考えをいただければと思いますが。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 様々な補助の関係ありますけれども、私のほうから申し上げますのは、この老人クラブの助成の関係でございます。

これにつきましては、老人福祉の観点から、老人クラブの活動を支援する交付金の意味合いが非常に強いということで、活動内容や成果を問わず、現在、一定額32万4,000円を交付しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 公金支出をする以上は、老連に限らず、これからもチェックする必要があると私は思っております。

以上で、本日、私の質問は終わります。

○議長（塚原義昭君） 4番、宮川秀俊議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩を取ります。

再開は10時30分とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（塚原義昭君） 休憩を閉じ、質問を再開します。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、5番、小山福績議員の一般質問を許可します。

5番、小山福績議員。

○5番（小山福績君） それでは、5番、小山福績、事前に通告いたしました3件について質問させていただきます。

1番目に地域防災についてお聞きします。

平成26年11月22日、22時8分頃、白馬村と小谷村を中心とした震度6弱の地震が発生しました。この地震により、負傷者46名、全壊家屋81棟の大きな被害が生じました。後に長野県神城断層地震と呼ばれています。

この地震では奇跡的に死亡者がゼロ人でした。このことは、地域コミュニティ能力が高かった結果だと思えます。麻績村においても、安心・安全な村づくりのために地域防災力を強化していくことが喫緊の課題であると考えます。

要旨1、避難所の現状をお聞きします。

村でも各地区公民館の耐震改修をはじめ、避難所としての機能を高めていることは分かっています。現在の村内避難所に指定されている位置関係を含め、課題と考えていることは何か、お聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、避難所の現状について答弁させていただきます。

避難所の関係でございますけれども、避難所までの距離、避難方法、避難所の運営方法などの課題があったこと、また、コミュニティが崩れてしまうというような課題があったことから、平成31年4月に防災計画を見直しまして、地区の皆様のご協力をいただき、従来5か所の避難所が現在26か所ということで、主要の地区、公民館21か所、第1次避難所を加えて設置をしております。避難所のそれと福祉避難所4か所ということでございます。

また、耐震の関係でございますけれども、従来の5か所につきましては調査した結果、耐震が昭和56年度以降の耐震基準によって建てられているということでございます。また、第1次避難所に新たに指定したところにつきましては、4か所について基準を満たしていないということでございますので、今現在、改修を進めさせていただいております。

また、避難所の関係につきましては、運営につきまして平成31年の4月に新たに設置したところございまして、手順書等のものがまだできていないということもございまして、本年1月に区長会等を開催しまして、運営方法等について協議をさせていただいているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、今のところ避難所については、各地区の区長さんが一応担当というか仕切ってやっていくという体制で、避難所を維持していくというお考えでよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） すみません、基本的には地区の自主防災組織ということで考えております。

区長さんにおきましては、おおむね自主防災組織の会長さんを兼ねられているというところでございます。

令和2年度の区の役員名簿を提出いただく中で、区長さんと自主防災組織の会長さん、副会長さんのお名前も新たにご報告いただくような形で改正をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 分かりました。

それでは、要旨2に移ります。

各地区に災害対応用の機材が配備されているが、種類はどのようなものがあるか。また、備蓄食料についての考えはあるのかをお聞きしたいです。

備蓄食料については、3番、峯村議員さんのときに答弁がございましたので、省略させていただいて結構です。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 各地区に配付してあります備蓄品について説明をさせていただきます。

今現在、配付してあるものでございますけれども、ヘルメットと拡声器が平成21年、24年に配付をさせていただいております。

それと、鍋窯セットですけれども、現在地区で防災訓練を行っていただいたところに配付してございますが、令和2年度で全ての地区に配付したいというふうに考えてございます。

防災無線の関係でございますが、災害時、複数の通信手段を確保するために、既存の携帯ですとか固定電話のほかに村の防災無線ということで、1月に区長会で、主要公民館ということで第1次避難所に配付をさせていただいてございます。

今後の配備計画で現在進めておるところでございますが、インバーターの発電機、投光器、コードリール、ガソリンの携行缶等を今現在配付できるように準備を進めておりますし、今後地区の要望を聞きながら、土のう袋ですとか削井機、炊き出し用の袋、非常用のトイレの関係の用具等もできたら配付したいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 地区的には22か所ということでよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 地区公民館が21か所とその中に第2公民館も入りますので22か所、また、聖地区につきましては観光案内センターを今想定して、観光課のほうで聖区の区長さんと協議をさせていただいてございますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 分かりました。

それでは、要旨3に移ります。

発電機等の維持管理は、各地区区長さんも2年ぐらいで交代していると聞いています。また、高齢の区長さんもおられると思います。私も職業柄原動機はある程度分かります。長期間使用しない、また、いつ使用するのかわからない発電機等の維持管理は、一般の人では難しいと考えるが、また、使用方法、安全面も含め、どのように対応していくのか、お聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 発電機につきましては、本年1月の区長会の席でも説明をさせていただきましたが、基本は地区の備品として管理していただきたいと。発電機も議員おっしゃるとおり、使わなければいろいろ支障も出てきますので、地区の行事でどんどん使っただいて、試験運転も兼ねて行っていただきたいというふうに考えてございます。

また、今現在、配付方法等についてもどんな形でお配りしたらいいかというのにも検討してございますので、その中でまた検討させていただければと思います。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 今、自分も言ったように、一番の必要なときにトラブルを起こす可能性として考えられるのが、ガソリンを入れたままにしておいて数年たって、さあエンジンを始動しようと思っても、まずかからないと思われます。そんなこともありますので、ガソリンを完全に抜いて、使うときには新しいガソリンを入れる、こんなような指導等もしていかなないと、実際災害があったときに、ちょっとこれはかからないわねという話になったのでは何にもなりませんので、自分の地区でいえば、自分にでも相談してもらえれば対応はできますから、他の地区についても区長さんを当てにするのではなくて、ある程度1年に一遍とか2年に一遍くらいは専門の業者さんに点検を依頼していくというような考えが必要だと思ひますが、お聞きします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 発電機につきましては、先ほど申しました積極的にご活用いただきたいということもござひます。また、今ご提案いただきましたとおり、使用方法についても、納入業者さんと相談しながら注意書のようなものも添えてお配りできればいいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 分かりました。

それでは、要旨4、住民ささえあいマップの進捗は。

次年度から住民ささえあいマップの制作業務は社会福祉協議会に移行すると説明があったが、現在の各地区の状況と、進んでいない地区の問題点は何か、お聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

平成27年から今年度までの間に20地区で村からの説明会を行っております。

現在、18地区でささえあい台帳の作成が済んでいるところでござひます。約7割以上になります。

災害時の住民ささえあいマップにつきましては、地区、住民が作成することによって、住民同士が地区内の要配慮者の把握や支援方法の確認、危険箇所、避難経路等の情報共有を図ることをお願ひしておりますので、これまで地区の話合いの中で地区の実情に応じた形でマップの作成を依頼してまいりました。

しかしながら、マップが未作成であったり、初年度に作成したまま更新されていない地区

もあろうかと思えます。先ほどご質問にありましたが、令和2年度から住民ささえあい台帳の作成、更新及び災害時住民ささえあいマップの作成、更新につきましては、麻績村社会福祉協議会に委託し、各地区への作成の支援に入ってもらよう予定をしております。

本年度は、長野県社会福祉協議会に災害時住民ささえあいマップの作成推進業務を委託しており、本村でも地区について県社協の専門員の方に作成作業の支援に入ってくださいました。これからも、令和2年度以降も社協のほう为中心となりますけれども、全地区作成に向けて推進してまいりたいと思えます。

また、課題でございますけれども、これまで区長さんに村のほうから各地区へ出向いて説明会なり作成方法について依頼を受けて、それぞれの地区に入っておりましたけれども、今後社会福祉協議会に依頼をして、積極的に社協のほうで各地区へ入っていただいて作成を進めていただくということで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 災害等有事の際に必要な部分もあろうかと思えますし、また、プライバシー保護の面からも、このことは、大きな災害のときにはちょっと待ってください、今名簿を見えますからということでは救出活動もままならないような点もありますので、これから社協のほうへ移行するということですが、そこら辺の引継ぎも的確にやっただけということ、分かりました。

それでは、要旨5、地区主体の防災訓練の計画は。

冒頭述べましたとおり、地域防災力を高めるには訓練が必要と考えるが、地区が主体となった防災訓練の計画はあるのか、お聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、答弁をさせていただきます。

本年1月の区長会におきましても、若干説明をさせていただいてございます。

自主防災組織が本年度末にはおおむね組織化ができるという見込みができてきてまして、また、担当課において第1避難所の手順書を作成中でございます。

この機会に、令和2年度において地区の防災組織の会長さんと打合せをしながら形式的なイベント方式の訓練ではなくて、具体的に命を救うための有効な第1次避難所の開設訓練と、地区独自の訓練を実施してまいりたいというような形で考えておりますので、よろしく願いします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、この防災訓練の件ですが、これはどうしてもこれから必要になってくると考えております。また、その災害時に配備された機材、この全てを利用したような訓練を早急に計画してやっていくということによろしいでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今後、自主防災組織の会長さんとの打合せをしながら、まず訓練のほうで考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それではなるべく早い段階で計画していただきたいと思います。

2番目に、消防団員の負担軽減策について。

要旨1、大会参加の訓練の見直しは。

私が消防団員として活動していた頃は、消防なら仕方ないと家族も快く送り出してくれましたが、現在は子育ても父親の役目と考えられています。

2019年2月、辰野町消防団がポンプ操法、ラップ吹奏大会への参加を取りやめました。麻績村消防団の中にも子育て中の団員もおられると思いますので、子育て支援の一つとして、大会参加のための訓練の見直しを検討する時期だと考えます。

消防団の意見を聞いて見直す考えはないか、お聞きします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 麻績村消防団の皆さんには、日頃より麻績村の安全・安心のためにご活動いただきまして、感謝申し上げます。

また、麻績村消防団の活動につきましては、正副団長、また、各分団の役員の皆さんによりまして麻績村消防団の年度事業計画を立てる中で、団長さん指揮の下で活動をいただいております。

また、ご質問の消防大会の参加につきましても、消防団においてポンプ操法班、ラップ班の意向を確認しながら年度計画で計画し、団長さんの指揮の下、活動されております。

また、議員おっしゃるとおり、県協会や地区消防協会におきましても、いろいろな消防大会について議論がなされたとお聞きしておりますが、大会参加や訓練につきましては、消防団において方針を十分協議いただき、担当課としてはできるだけ支援してまいりたいというふうを考えてございます。

また、別にはなりますけれども、麻績村消防団では、大会だけでなく、そのほかの活動についても団員の負担軽減対策を検討しており、実施できるところから実施しておるというふうに聞いておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 自分も経験がありますので、大変な活動だということはある程度は理解しますが、昔と違い、現在はやはりこういう活動より家庭を大事にするというほうへ考え方が、僅かでもシフトしてきていると感じますので、団員の負担軽減のことも、また、消防団の皆さんと協議する中で検討していただければと思います。

要旨2に移ります。団員確保のアピールと現状は。

現在の団員定数は150名と聞いています。麻績村に限らず、全国的に団員数が減少傾向にあります。麻績村で平日の昼間の災害、火事に出動できる団員は、近年非常に少ないと感じています。

団員の確保と災害時の機能別消防団員（仮称）が必要と思うが、検討する考えはありますか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 消防団員の確保のアピールの関係でございます。

消防団員の確保につきましては、団長さんをはじめ役員の方々に常日頃から地区内の情報収集を行っていただき、個別にお声がけをいただくなど活動していただき、感謝申し上げるところでございます。

消防団や村としての取組について若干ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、ちびっこ消防団でございますが、平成23年度から結成しまして、現在9期目となっております。目的としては、小さなうちから消防団への愛着を持っていただくこと、また、保護者の皆さん方にも活動をしていただく機会として実施をしてございます。

また、女性消防団員につきましては、平成15年から行っております。団員確保や女性の皆さんへの勧誘を進めてございます。

また、地域おこし協力隊や若者定住促進住宅申込みの際にも、消防団などの活動にも積極的に活動いただいております。地域活動にも積極的に活動いただいておりますというところでございます。

また、今ご提案の機能別消防団等のこともございますが、消防団の関係につきましては、どんな形がいいのかというものを、そのほかの案も含めまして研究中ではございますので、機能別消防団についてはちょっとまだ研究中ということをお願いしたいと思っております。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 退職された消防団員の方でも、まだまだ実践に行けば働ける方が相当数いると思いますし、最近、退団者の傾向を見ますと、結構若い年齢で退団されている方もおりますので、そういう方たちが都合がつく範囲内で現場へ出ていただくようなことを、先ほど機能別消防団員という仮称で説明しましたが、このことは早い時期に検討していかないと、昨年も火災現場へ自分も出向いてみましたが、初期消火、いわゆるなるべく被害を小さく止める、その30分間くらいと私は見っていますが、その段階で水の確保、そこら辺で地理に詳しい地元の元消防団員のような方を利用していくということは大切なことだと思いますので、もう一回考えていただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 議員おっしゃるとおり、昼間の活動人員の関係、また、地域の状況をよく知っている方の活用等もございますので、今後研究してまいりたいと考えてございますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、研究、検討とは言っていただけませんでした。早い段階で研究をして、結論づけるような姿勢を見せていただきたいと思います。

要旨3に移ります。使用されていない警鐘楼の撤去は。

村内には、さびの目立つ警鐘楼があります。今すぐ倒れるというような危険はないと思うが、安全面からも村内全域の調査を行い、消防団と協議した上で、不要と思われる警鐘楼を計画的に撤去していく考えはないかお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、警鐘楼についてご説明をさせていただきますが、警鐘楼につきまして、原則地域の所有物であるというふうに認識しております。現在は訓練時の出動や非常時に打鐘されておるといふふうに認識をしております。一般的には、麻績村消防施設等整備交付金要綱におきまして、予算の範囲内において改修の補助を行っておるところでございます。

また、老朽化しており、危険な施設におきましては、現地を確認させていただきながら助成をしているというところがございますので、もう使えないような、老朽化で危険なようなところがございましたら、担当係までご相談いただければというふうに考えておりますので、

よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 警鐘楼につきましては、年末の警戒、その際もこのところ一、二年くらいの間に警鐘楼へ上ってたたくということは危険だというような部分で、音響にて出しているというふうに聞いていますが、この警鐘楼も今、団員の間でも通信技術が発達してきて、警鐘楼による鐘の一点三点とか一点五点とかという意味ですが、それを団員が何の鐘か分かるということはもうないと思います。

加えて、去年の台風の大災害の折に、長野の長沼地区、そこで消防団員の方が避難させるために半鐘を連打して、地域の住民がそれを聞いて助かったという事例もありますので、一概にこれを全部撤去しろとか、そういう意味ではありませんので、必要なところにはお金をかけて残していてもいいけれども、うちのほうにもありますけれども、4メートルにも満たないような小さな警鐘楼があります。これはもう自分が知っている限り、鐘が鳴っているのは聞いたことがありませんので、そこら辺もまた地区の区長さんと相談する中で、不要と思われるものは撤去するような方向で考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 議員おっしゃるとおり、危険で不要なものにつきましては、先ほど申しました麻績村消防施設等整備補助金交付要綱の中でも、改修費とともに撤去費もございますので、担当係までご相談いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 了解しました。

それでは、最後に3番目、指定管理（技研サービス）次年度の協定とシェーンガルテン、レイクサイドの現状について。

要旨1、次年度の指定管理者に対する村の考えは。

協定書によると、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までとなっている。次年度も株式会社技研サービスと協定する方向で検討するのか、また、別の営業形態を考えているのか、お聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

今現在、先ほど議員さんがおっしゃられたように、シェーンガルテンおもと、聖レイクサイド館の指定管理期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間で基本協

定の締結を結んでいます。

基本協定のございですが、指定期間の管理期間の5年間、また、実際やる業務内容等を基本協定書で締結しております。また、指定管理料につきましては、年額が異なるということもあるものですから、委託料等については毎年度なんです、協定書を締結して指定管理料を決めているところのござい。

また、令和2年度が指定管理期間の最終年度になるものですから、令和3年度以降の指定管理者募集を令和2年度中に実施していくという考えでおります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、技研サービスさんも含めた中で、次年度の協定者を選んでいくという考えでよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 令和2年度に入って、新規に5年間、令和3年度からやっていただけの業者さんを募集するというで考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 了解しました。

それでは、要旨2、利用者から食事等の不満の声があるが、対応は。要旨3、アンケート等利用者の声を聞いているか。要旨2と3は関連がありますので、一括で質問します。

収支決算の赤字幅は本年度改善していると聞いているが、人件費の削減、また、原材料費のコストダウン等によるものと思うが、結果として利用者からの不満の声につながっていると考える。

また、シェーンガルテンのネーミングの元になっているドイツ語の美しい庭、この庭園も人材不足により管理が不行き届きだと思える部分もあります。さらに、慢性的に赤字になっているレイクサイドも含め、利用者サービスの向上を検討されているか、お聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

利用者からの先ほどおっしゃられた不満等につきましては、指定管理先にしっかりと伝えまして、情報を共有して、対応可能な案件であれば改善をしている状況となっております。

ただし、指定管理制度自体が施設の運營業務を指定管理先に委託していることござい

すので、運営方法全てに村が口出しできない立場もあることをご承知おきいただければと思います。

また、アンケートにつきましては、宿泊者の方のみアンケートを取っているところでございます。ですので、宿泊者の部屋にアンケートを置いておきまして、任意でアンケートをフロントにご提出いただいております。レストランのみご利用の方からのアンケートは実施していない状況となっております。

アンケートの声としては、お褒めの言葉、苦言など様々お聞かせいただいております。私が見た限り、アンケートの中での一言のコメントであります。全体的にはお褒めの言葉の割合が多いと感じておりますが、苦言については対応ができる安易なことは対応するよう、指定管理先に伝えております。ですので、庭園等も、確かに人材不足であったり、コストカット等で人件費を削るとかという場合もありますが、それでもそのような苦言等があれば、全て指定管理先に伝えているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 指定管理されていても麻績村の施設ということに変わりはないわけですから、村内の皆さん、または宿泊客の皆さんからも、こういうことは直してほしいよということ、すぐできなくても、会議なり管理者と観光課、その辺で話をする中で、どんな方法がよいかということの研究・検討していくことが重要なことだと私は感じます。

また、庭園についても人材不足、これが一番の原因で、大木のような大きな木、また、半分枯れたような木も見受けられますし、多いときは草も相当出ていると感じます。そこら辺の庭園管理も含めて、この人材をもう少し増やしていくとか、そういうことはお考えでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） ただいま言われたことにつきましては、すぐ私どもができる、できませんという回答が、私の口では言えないものですから、まずはこのような要望があったということを指定管理先に伝えまして、それでどうするかということを進めていきたいと思っております。

また、補足にはなるのですが、指定管理先とは最低でも月1回は向こうの本社の課長と話をし、こういう状態ですという確認は取っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 月1回技研の課長さんとお話合いをしているということですので、それだったら、もう少し何か改善されてきてもいいようなふうに私は感じます。

それですが、先ほど答弁あったとおり、指定管理者に任せている以上、口を出せない部分もあるということも理解します。それですが、先ほども言ったとおり、指定管理されているのが何しようが村の施設であるということは変わらないわけですから、きれいな庭、行き届いたサービス、これを目指して今後とも技研サービスさんなり、新しく変わられた指定管理者になるか、その辺は分かりませんが、相談をする中で利用者の満足度を上げていくことが大事だと思いますので、よろしく研究・検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 5番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

◇ 小 瀬 佳 彦 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、6番、小瀬佳彦議員の一般質問を許可します。

6番、小瀬佳彦議員。

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬佳彦です。

事前通告の順に従って、私も自席にて一問一答方式で質問をいたします。

まず、質問事項1ですが、筑北村立聖南中学校と麻績村筑北村学校組合立筑北中学校の統合についてお尋ねをします。

これは、先ほど宮川議員からも同様の質問がありましたが、私も加えて、昨年12月の筑北村議会定例会において議決されたことについて触れたいと思います。

12月定例会で、筑北村議会では、筑北村として学校の在り方の具体的な検討を進め、麻績村が中学校統合を検討する姿勢を示した際に協議を始められるよう、行政側と連携するという決議案が全会一致で可決されております。

このような決議が可決されたということは、大変私は重要視しておりまして、先般から話題に上がっておりますとおり、筑北中学校は学校組合が解散しまして、4月1日から村立になるという予定でおりますが、こういった状況の中でも、筑北村の議会でこのような議決が行われたということをどのように考えるかということが、麻績村として非常に重要な立場にな

っておるわけです。

先ほど宮川議員の答弁に、村長は、麻績議会として決議した村民の意識調査の実施についてはする気がないという答弁でありましたので、それを受けて端的にお聞きします。

いわゆる12月定例会で、村長は多くの方が望むことということで麻績村の大多数は両村の中学校の統合を望んでいるというような答弁をされておりますが、筑北村議会のこういった議決を踏まえて、どのようにそのことを筑北村に伝えていくのか、このことを簡潔に答弁をお願いします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、筑北村議会さんのほうで、12月議会定例会での議決内容につきましては、内容につきましては伺っております。

正直申し上げますと、将来に向けた本当によい方向の議決をされたんだなというふうに思っております。ただ、それ以上のこと、議会は議決されたということでございますが、その議決に基づいて筑北村が学校組合についてどう考えているかということについては、まだ私は伺っていないわけございまして、筑北村は今、新たな学校編成、4月からスタートする教育、これを軌道に乗せることが今の段階では最優先されているのではないのかなというふうに私は今、受け止めているわけでありまして。

また、併せまして学校組合からの離脱の経緯、これは議員もご承知かと思うのですが、今日、学校組合から離脱されて、それぞれ筑北村さんが新たなスタートをするわけでありまして、その経緯等から見ても、今は中学校統合を論議していこうという環境にないというふうに私は判断しております。

麻績村におきましても、4月から新たな村立中学校を軌道に乗せる、このことを最優先に進めたいと今私は考えております。ですから、今どんな思いかと、どんな考えかということにつきましては、今はこれ以上の考えはないということで答えさせていただきます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 今、これはお互いにお互いの腹を探り合っているということでは前進しないわけです。ですから、筑北村議会としては、一つの姿勢を示したということでありまして、私は麻績村側に一つバトンを投げられたというふうに感じておりますので、麻績は麻績として、やはり姿勢を示すべきではないかというふうに考えます。

同様の質問、まだ後続する議員が用意しておりますので、そちらのほうに譲って先に進み

たいと思います。

では、質問事項2に移ります。観光事業の抜本的な見直しについてお尋ねします。

12月定例において、村長は観光事業について、村づくりとして進めてきたと答弁をされました。その際、一般行政費や地方交付税、ふるさと納税までも含めて事業費を賄っているとの説明でした。1億3,200万円からの税金を投入して、現在の観光事業がどれだけ村民益になっているのか、質問をします。

まず、今年度の聖高原スキー場の運営状況と、それから来年度以降、どのような見通しを立てているかお尋ねします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、前提で私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

本当にこれからの観光について、いろいろ考えていただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます。

さきの12月定例会でお答えしました、ここに載っております1億3,200万円という観光事業の実施でございますが、まずご理解いただきたいのは、この中には長年の懸案でありました大型廃屋ホテルの撤去や、老朽化設備の整備に係る費用が入っているわけです。それから、併せまして観光宣伝や観光イベントなどの一般観光行政に係る経費、それからさらに観光地の環境整備に係る整備など含まれているということで、しかもこれらにつきましては、税には変わらないわけでございますが、有利な財源を使って麻績としてはもらっているということを、まずご理解いただきたいなと思います。

それから、まず、小瀬議員におかれましては、これらの事業が村民益になっているのか疑問だということでございますが、私は決してそうは思っていないわけです。分かりやすく表現させていただきますと、今、麻績村で行っている観光事業を全くなくしたらどうかということ、これをまず考えますと、具体的に個々について申し上げますと、例えばスキー場について廃止をすれば赤字は減ります。しかし、スキー場で育つ子供たちはどうなるかということ、それから、シェーンガルテンや聖レイクサイド館、これも事業を廃止すれば赤字はなくなるということでございますが、しかし、こういった施設を村民の皆さんが今もご利用されている。それからまた、麻績の重要な村外から来られるお客様の場所になっているということもあるわけです。

それから、聖湖周辺の環境整備、あるいは公園整備費ということで観光地を整備している

わけでありますが、いわゆるこういったものをやめたとすると、経費は浮きます。しかし、美しい聖高原はどうなっていくかということであるわけです。

それからまた、今でも村民の皆さんが大切にしてきた聖高原、いわゆるこういったイメージ、それから聖高原という名前のブランドでありますとか、こういったものが我々気づかない面でも非常に有利に働いているというふうに私は理解しております。おっしゃるよう多くの先人たちが知恵を絞り、汗を流してきた麻績村の観光事業については、多くの場面で村民益につながっているというふうに私は思っているわけであります。

当然おっしゃるように、改善すべき部分、それから方針を変えていかなければいけないという部分は、これはあることは私も承知しております。これらにつきましては、今後対処していかなければいけない、今、対処しなければいけないということもあるわけでありますが、こうしたことから申し上げて、今の観光が全く村民益につながっていないということを、私はそうではないと思っております。これからもより村民益につながるような観光を進めていきたいということでございますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

あとの質問につきましては、それぞれ担当から答えさせていただきます。お願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、私のほうから質問要旨1、今年度の聖高原スキー場の運営状況と来年度以降の見通しはについて回答させていただきます。

今年度のスキー場の運営でございますが、雪不足によりまして当聖高原スキー場以外のスキー場も多大な影響が生じているところでございます。今年度の聖高原スキー場は、例年のない雪不足や温暖化の影響により、スノーマシンの稼働ができない日が続きましたが、それでも1月5日に一部滑走可能でオープンしたところでございます。

しかしながら、オープン後も気温が下がらないため、1月中は4日のみ営業、2月は2日のみの営業しかできませんでした。それによりまして、2月21日に今年度のスキー場はクローズといたしました。

来年度以降の見通しでございますが、何分自然が相手のことございまして、今現在としては、降雪量と気温の低下を期待しています。それで、できる限り一部滑走可能で年内オープンを目指すようにしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） まず、村長に、私もゼロか100かの話をしているわけではないんです。

そして、先人の苦勞の元にこの聖高原観光というものが一つのブランドを確立したということとは、私も共通した認識です。

ですから、これを何とかしようという思いは共有していると思いますが、しかしながら、執行者の立場で有利な起債を利用して、あるいはこうやって交付税の中で税金で賄っているから財政的には問題ないというだけでは、これは済まない問題であるということは共有していただきたいと思います。

さて、そこで今、聖高原スキー場の運営状況というもの、これは今年は特別だったというような捉え方もできます。しかしながら、今後、それではこれが特別なのかということと併せて、これは県内の状況、先ほど峯村議員の発言にもありましたとおり、飯綱高原スキー場、これは規模も、それから歴史も、非常に県内でも有数のスキー場である、長野冬季五輪の競技場にもなっておるところですが、にもかかわらず、やはりこれが50年の歴史に幕を閉じた。また、近隣では朝日村もスキー場の存続の検討をしている、廃止も含めて、非常に重要な決断を今しようというようなことで検討を進めておるわけです。そういった意味で、これは聖高原スキー場についても例外ではないというふうに私は考えております。

そういったことの一つのデータとして、今年のこのような営業状況というものも、やはり重く受け止めなければいけないというふうに考えております。

次に、質問要旨2ですけれども、聖高原の別荘です。

使わなくなった別荘が、やはり村に寄附されているというふうに承知しておりますが、その別荘の活用並びに処分等の見込みについてお尋ねします。

○議長（塚原義昭君） 観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

当村に寄附されました別荘は、平成31年3月末現在で10棟ございました。令和元年度に入りまして、そのうち3棟の取壊しを行いまして、残りは7棟残っている状態となっております。7棟のうち1棟は今、貸し別荘として利用していますが、残り6棟は建築年数も古く、老朽化が進んでいる状態となっております。

活用並びに処分等の見込みでございますが、活用であったり処分を実施するにも、財源の確保が必要になるものですから、現在は財源確保を研究している状況ですので、未着手という状況となっております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 今、7棟あって1棟は貸し出しておるが、6棟の見込みはなかなか立たない、この見込みの立たない中の理由として、やはりシミュレーションがきちんとできていないということですが、いずれにしても、いろいろこの先の状況を把握するのに、財政的な措置がなければ、例えば業者にこの建物、このぐらいの修繕で活用できると思えばどのくらいかかるか、あるいは全く修繕する価値がないとすれば、その撤去費用にどのくらいかかるか、こういった見積りを立てるのに、やはりある程度の規模になれば、また業者へのお見積り、有料な見積りという場合も出てくるわけですから、そういった予算措置を取るべきだと考えますが、これについて村長、もし意見があればお尋ねします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、課長のほうでは具体的な細かいシミュレーションはないという話をしているわけですが、いわゆる課題になる建造物、これらにつきましては、一応リストには載せているわけでありまして。

ただ、今、申し上げておりますのは、いわゆる財源が見通しがつかない段階で、具体的な計画ということはないということをご理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの件でございますが、聖高原の湖畔の大きな廃屋、残っている、このときにも相当の費用がかかっているわけでありまして、相当の億に近い費用というのはどうやって捻出していくかということは大変なことでありまして、これらも長期的な計画で持たなければいけないということです。ですから、そういうことを含めて課長のほうでは細かい原資的なシミュレーションは持っていないということですが、聖高原につきましては、施設の整備につきましては、今ある建物、それから建造物等々の老朽化対策、あるいは強化対策、こういったものはやっつけていかなければいけないという項目には全部載せてはあるわけですが、ただ、それを具体的に何年度にやっつけていくか、幾らかかるかということまではまだやっつけていないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 私は、もうすぐにでも、これは検討していかなければならないということだというふうに感じております。

それでは、次の質問要旨に、今、村長答弁が触れましたので、これは割愛していきたいと思っております。

その次ですけれども、質問要旨4です。これまでどのようなタイミングで観光事業の見直しが検討されたか、また、その成果が検証されているか、お尋ねします。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

観光事業の見直しの検討でございますが、一番大きな見直しは、現在の聖高原別荘開発が代表になるかと思っております。当時の村の財源確保のために、地上権設定という先進的な検討、また、昭和63年から国の制度を利用した観光開発の検討、最近では聖博物館の展示物や内容の見直しの検討、別荘地地代改定の見直しの検討など、必要に応じて見直しが検討されてきたところでございます。

また、成果の検証でございますが、それなりの成果を確認していると感じています。別荘開発では、地上権設定をしたことにより、聖高原の乱開発の防止、自然保護につながっています。また、聖博物館につきましては、麻績の歴史をテーマとしてリニューアルし、麻績村の歴史を知る場所となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） その時々で必要な検討と検証がされてきたということではありますが、私はまさに今この時点が、また必要なタイミングではないかということを提案したいと思います。

では、今後、抜本的な改善策を検討する用意があるかどうか、お尋ねします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これは方針でございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思えます。

その前に、先ほどのスキー場の件でございますが、飯綱等今、大変な時期になって廃業ということになっているわけでありましたが、実は麻績村の聖高原スキー場につきましては、私はできるだけ続けていきたい、こういった考えでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

まず、今後の根本的な改善策を検討する用意はあるかということでございますが、これについては、まずお答えいたしますが、いつできるか、いつやるかということのを抜きにして申し上げさせていただきたいと思うわけでございますが、これはやらなければならないことはたくさんあるということは私も認識しております、議員と同じであります。

例えば温暖化が進む中で冬の観光をどうしていくか。それから、夏の観光にも新たなニーズ、これは今も出ておりますが自然体験でありますとかスポーツ、いわゆるこういったこと

をどうやって取り組んでいくか、どういうようなものを具体的に取り込んでいくか。また、別荘地の村有になった部分が大分あるわけです。こうした分、今後の活用をどうしていくかということ。それから、あと、先ほども出ましたが老朽化した施設、これらの改修でありますとか廃止、こういったことをどうしていくか。それから、さらにはインバウンド、今言われたインバウンドの対応をどうしていくか。それから、新たな広域観光、こういったことをどうしていくかということであるわけです。

これは目の前に来ているから早くやらなければいけないということで、必要なことから徐々にはやっているわけでありましたが、過去の大規模な整備につきましては、先ほど課長から申し上げたわけでありましたが、当初の昭和36年頃の聖高原の開発、その後で大きな見直しということになりますと、昭和63年前後のふるさとづくり事業でございますが、このときには約30億円ということでありまして、今の時代のお金に直しますと、約50億円を超えるのかな、そのように想定しているわけです。

そのときには30億円ということでは投資をして3ゾーンを整備したわけでありまして、このときは非常に有利な制度でございましたから、その後の財政に大きな負担を与えることなく乗り切ってこられたということでありまして、当然これからも、今、例えば50億円とか60億円ということの事業プロジェクトをスタートするとすれば、それなりの財源のめどをつけて、その後の村財政に大きな負担をかけないような形でやらなければいけないということになるわけです。

大規模な見直しをするために、今申し上げているように、一番は財源でありますから、財源、どんなことをやっていくか、それからさらにめどをつけなければいけないということ、それから最新の時代ニーズ、これをつかむことが大事であるわけです。

ふるさとづくり事業で30億円かけたというときも、役場の中でのプロジェクトチームをつくり、そしてそのチームが、これからの時代、少なくとも5年、10年先を見据えたいろいろな計画、時代ニーズを捉えた中で計画をつくっていったということでありまして。

ですから、当然今もそういったことをやらなければいけないということになるろうかと思えます。ということになりますと、今申し上げたことに踏み切ろうということになりますと、相当な覚悟を持って実施していかなければいけないというふうに今考えているわけです。

今現在で、小瀬議員が早くやりなさいということは、大変ありがたい、うれしいご提案であるわけですが、今、こういった観光、大型の観光プロジェクトをスタートさせるのが大事なのか、あるいはその前に今、進めている政策が幾つかあります、若者定住でありますとか

子育てとか教育とか、今、目の前に来ている、それから安心・安全の村づくりとか防災対策とか、今ここの大きな事業があるわけです。ですから、今はこれを優先していきたいというふうに考えているわけです。

ですから、今後、こういったものにめどがつく時期が早く来てほしい、そして、そのためにはこれからも今、時代ニーズを研究するということではありますが、今からいろいろな動き方を研究していく必要があると、そう思っているわけです。現時点では、先ほど申し上げましたように、今申し上げたことをいつやるのかということは、申し訳ないんですが、今はこういう思いでいるわけでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） これも今ではないということなんですけれども、私は、財源確保というのは、実際に事業をするときには重要な項目ですが、とにかく財源ありきでやると、これはまたほかの議員も触れるかと思えますけれども、テレワークの施設など、財源があってもなかなか活用が見通しがつかないということもありますので、これはまず現時点での大きな課題をちゃんと整理する。そして、それをまた処理しなければいけないというのどのぐらい財源が必要かというシミュレーションぐらいは、私は現状把握という意味で、これはすぐにでもしなければいけないということだけ伝えておきます。

それでは、次に、質問事項の3に移りたいと思います。

森林経営についてですが、実は令和元年度、新しい法整備に伴って、森林経営という観点から、森林経営管理制度というのが始まっております。森林というのは、今までかなり、村づくりの上でも放置されてきた分野だというふうに考えますが、実際にこの森林資源というものは、村にとって一番最大の資源であるということも言えると思います。

そういった複合的ないろいろな森林の価値等ありますが、とにかく聖高原開発においても、立木は切らせないという自然保護という観点もありますが、当初やはり森林資源の枯渇ということが聖高原開発の一つのきっかけになった。そして、先人がそれを回復していただいたおかげで、実は森林資源が今こそ活用できる状況に回復したというようなこともあわせれば、これからは聖高原一帯にしましても、この森林経営という視点が非常に重要ではないかというふうに考えます。

では、まず、一つ質問をしますけれども、今年度よりスタートした森林経営管理制度における村の対応についてお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

森林の多面的機能の発揮に向けては、適時適切に伐採・造林・保育等の施業を実施することが必要でありまして、そのためには林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の促進を図るための体制を整えることが必要であるため、経営や管理が適切に行われていない森林について、適正な経営や管理の確保を図るため、市町村は仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある森林経営者をつなぐシステムの構築を図ることを目的としまして、平成31年4月1日に森林経営管理法が施行をされたところでございます。

村では、現在手始めといたしまして、民間所有の人工林の洗い出しを始めているところでありまして、今後は所有者の特定と境界の特定を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 新しい制度ですから、なかなか一遍にというふうにはいかないと思いますが、まず今、課長がおっしゃったように、森林所有者に今後どのような経営管理をしたいか意向を確認するというのが第一の入り口になると思います。その後、村に委託を希望するときは手続を取り、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託、それで、林業経営に適さない森林は村が管理すると。こういった法律の立て方になっておるか理解しております。

その中で、法律を施行して15年という目安で、毎年順次、これを計画的に実施するようというふうに求めていると思いますので、ぜひこちらのほう進めていきたいというふうに考えますが、私は人工林ということで、村内の森林資源の中で一番すぐに、ある程度手の入った森林資源を思い出すのは、やはり聖高原別荘地なんです。この別荘地の立木も、やはり森林資源なわけですから、これに伴う森林経営管理というのがあってしかるべきだと思いますが、その現状についてお尋ねします。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 議員の質問要旨のそもそも森林経営における村の戦略等もあるかというご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

村内の森林面積につきましては、2,334ヘクタール、そのうち村有林の面積が656ヘクタール。民有林の面積1,678ヘクタール、そのうち地域森林計画上の人工林の面積は、1,086ヘクタールとありますけれども、施業困難な森林がほとんどということございまして、村

内の森林のほとんどの部分において活用できるというような森林はないということで、森林経営に適している森林は僅かであるということ、それから現在もそうでありますし、林業従事者についてもほぼ皆無の現状でございまして、現在のところ村の戦略というものは立ててございません。

以上でございます。

それでは、要旨3の質問についてもお答えをさせていただきたいと思っております。

聖高原の別荘地内の人工林における経営管理の状況についてお話をさせていただきたいと思っております。

別荘地内の人工林、主にカラマツでございますけれども、議員おっしゃられるとおり、材として使える時期に来ているとは承知をしております。別荘地内の景観整備につきましては、平成6年から今年度まで景観整備ということで間伐等を進めてきております。

ただし、別荘地内の樹木につきましては、基本的には地上権分譲事業において、立木付での分譲ということになっておりまして、村が勝手に切ることはできない、その都度所有者に許可を取って施業してきているということでございます。ということで、森林経営には成り立たないエリアということで認識しております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 先人の残してくれた資源をどう有効活用していくかということも大きな課題であると思っております。

それで、さらにこれは先ほど来の観光事業、特に別荘地に関するそういった事業にも関連するわけですが、私、本当に別荘というものも現状に合わせて規模を縮小するべきではないかというふうに考えております。そういった中に併せて、それはただ単に事業を縮小することではなく、新たに森林経営という形、それを、実はモデルケースとして、村がこういった森林をどのように生かしていくという姿勢を示す場でも、私は適地ではないかと。併せて民有地並びに地区に委託した村有地、それらの経営もそれに倣って大いにこれから活用していくというようなことを示すべきではないかというふうに考えております。

これは村長にお聞きしますが、そういった別荘地の森林、これを別荘地というくくり、足かせを、もう少し今後解いて、森林という方面にシフトする考えがないかどうかお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、課長申し上げたとおりでございまして、麻績村にはいわゆる森林経営のできる山がないというのが一言に言えばそういうことです。森林経営のできる山がないという、そういったことをご認識いただきたいなと思っております。

それから、別荘地につきましては、いろいろな目的があつて、開発当時、水源涵養林でありますとか、あるいは保健休養とか、いろいろ目的があつて、こういった形になっているわけではありますが、別荘地の立木を森林経営として使っていくというのは、これは逆に非常に難しい問題であるというふうに理解しております。

それから併せまして、別荘地を縮小すればというお話も今あったわけではありますが、実はこれはその地域に別荘が1戸あれば、例えば1戸だという想定だとすれば、そこへ行く道路は従前どおり維持管理しなければいけないわけです。水道も維持管理しなければいけないということでもありますから、別荘を縮小するという点についても、言葉では可能なんですけれども、現実問題として非常に難しい点があるということでもあります。

今の状況では、昔は傾斜のきつところ、今で言うと、今の基準でいけば、分譲できないような土地もほとんど分譲したと。1,800区画の分譲をしたということではありますが、今は急傾斜地等については、大分村に戻ってきているわけですが、いわゆる本来の山に戻すのではないかということで今やっているわけです。実はそういった急傾斜地ならば、森林経営として使えるかどうかということではありますが、やはり聖高原の別荘にお住まいの方は、全体の景観ということでいらっしゃるわけございまして、その別荘のあるところだけ今残して周囲を全部切っているのかということ、そういうわけにいかないというのが現状です。

また、併せまして、今の森林経営管理制度、これも国では非常に大きな話をされているわけですが、現実問題として麻績村にどのくらい来るかということ、100万も満たない金であるわけです。ですからそういった中で、大きな赤字といいますか、大きな負担をしてやっていかなければいけないかどうかという課題もあります。そんなことをぜひともご理解いただきたいと思えます。

ということで別荘地については、森林経営の場になるというのは非常に難しい話であるということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） これは大いに国としても一つの方針を立てたということで、私は規模の大小、確かにありますけれども、森林を全く生かす手だてがないというのは、私は大変麻績村にとっても寂しい限りだというふうに考えております。

では、続きましてちょっと時間が押していますので、少し割愛をしながら次の質問に移りたいと思います。

まず、子育て支援について。

これは昨年10月に国による幼児教育・保育の無償化が始まっておるわけですが、その中で新聞報道によりますと、多くの自治体が国の無償化の施策の中に漏れた給食の副食費、このことが無償化から対象外とされまして、自治体それぞれに独自の対応を迫ったということがあります。

中で、麻績村は新聞報道によりますと、減免しないという16市町村の中に入っておったということですが、まず保育園のこの副食費に対する村の考え方を聞きたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、特に保育園の関係になろうかと思いますが、これにつきましては、昨年の12月にも同じご質問をいただいております。そのときと変わりはないわけですが、実際に子供を育てていく上で、食事をさせること、また、食べさせて育てていくことについては親の責務として必要なことではないかというふうに考えております。

その部分で、小瀬議員のお示しいただきました数値につきましては、多分昨年の9月末の新聞報道かというふうに考えておりますが、10月の県のほうの調査におきましては、麻績村はその中に入っておりませんので、ここでご報告を申し上げたいと思います。麻績村は第3子以降まで全て免除する部分に入っておりますので、一番下のランクには入らないという形でございます。

しかしながら、まだまだそういう免除の部分については低いかというふうに思いますが、村としても財源確保できれば進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） では、お聞きしますが、3歳から5歳までの全ての子供に副食費を免除すると、年間幾ら必要でありますか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 3歳からの部分でいきますと、当面につきましては、今現在予算の中でやっておりますが、その中で免除されているお子さんたちもありますので、いきなり一概にすぐに数字ということには出ないわけですが、全て負担するということになる

と、支出の額になって、令和2年度の予算でいきますと、455万円ほどになるということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 子育て支援ということでありますので、以前はご承知のとおり、保育費には副食費が含まれているということ、そのことを当然としてやはり考えておったわけですから、国の制度に伴ってこういったものが分離して、考え方を改めなければならないということはあるかもしれませんが、この455万円、高いか安いかわかりませんが、やはり近隣の自治体でもこれを生坂、朝日、松川村さんでは全て減免しているということがありますので、そこら辺に近づいていただきたいというふうに考えます。

次に、これは最後の質問になろうかと思えますけれども、乳幼児等医療費給付事業についてお尋ねをします。

麻績村18歳までの子供について窓口負担500円という形で給付をしているというふうに認識をしておりますが、例えばこれも18歳まで500円の負担を完全無料化すると、例えば年間、去年当たりの積算からしますと、どのくらいになるか、どのくらいの費用が給付として必要になるかお尋ねします。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

平成30年の実績を見ますと、医療給付事業の窓口負担額は年間151万円となっております。また、令和元年度の見込み額につきましても、年間約153万円となっておりますので、おおむね年間160万円程度の費用が必要かと思われます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） こちらのほうは、実現するのに非常にしやすい金額ではないかというふうに考えます。

子育て支援というのは、多分これはこの頃の松本市長選の候補の公約等を見ても、これから自治体経営の中で大きなポジションを占めている課題ではないかと思えます。併せて定住促進、あるいは移住を進めるという意味でも、やはり子育てを前面に出してその村の生活環境を整えていくという意味では、非常に大きな課題ではないかと。これは大きな政治決断が伴うわけですが、村長に最後にそういった子育て支援について、今後さらにほかの近隣自治体と比べても遜色のないような形に進めていくつもりがあるかどうかお尋ねして、私の質問

を終わりたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 小瀬議員には、子育て・教育につきまして、大変いろいろなご提案をいただいていることに感謝を申し上げるわけであります。

やはり子育て・教育、大変重要なものであるわけです。そうした中で、今、幸いにも都市から移住される若い人たちも大勢いらっしゃるわけですが、そういった皆さん、あるいは現在麻績にいらっしゃる若い皆さんが、何を一番望んでいるかということになるわけです。そういうようなことから、どんな制度を充実させていくか、それから今、新たにスタートさせたいいろいろな事業を定着させたり、あるいはその中で充実させたりする部分がどこにあるかと、こんなことも併せて研究しなければいけないと思います。

それから、いわゆる現物給付、現金給付とかこういったものにつきましては、私の感度では、私がそういった皆さんと話すときには、それもうれしいけれども、もっとほかにといいもののほうが、今あるのではないのかなと考えております。

いずれにしましても、これからの若い人たちに住んでいただくには、子育て・教育大事でありますから、これからはしっかりと力を注いでいきたいと考えております。

それと、申し訳ございません、先ほどの最後に申し上げようと思ったのですが、森林活用について、私の考えが誤解されて伝わってはいけないわけですので、ちょっと追加させていただきますが、森林の活用については、森林経営、いわゆる経営だけが対象でないというふうに言わせていただいているんです。森林というのは、森林経営として使う場合もありますし、それからあと、水源涵養だとか環境だとか景観だとか、そのために使われる森林もあるということをお願いしたいということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 用意した質問が全てできなかったわけですが、これはまた次回に引き続きということで、私の質問を終えたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問が終了しました。

ここで、昼食時間のため、休憩をとります。

再開は午後1時からとします。

ただいまから再開時刻まで休憩とします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（塚原義昭君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、7番、茂木泰男議員の一般質問を許可します。

7番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 7番、茂木泰男です。

さきに通告した内容について質問をいたします。

質問事項1として、児童公園の具体的な整備計画について、2、福祉施設の整備計画について、3、福祉センターの整備について、4、聖高原駅に身体障害者専用の駐車場スペースについてです。

それでは、質問要旨に沿って一問一答方式で自席にて質問します。

それでは、まず、児童公園の具体的な整備計画について。

広報おみ1月号の村長の年頭の挨拶と館報麻績1月号の村長インタビューに、児童公園整備について村長の考えが載っていました。場所や内容については具体的には書かれていませんでしたが、今後、計画はどのようになっているのかお聞きしたい。

私が前回一般質問で、場所については大勢が利用できて村が管理する安全な児童公園の設置について質問をしました。その後、本町の若者定住住宅に住んでいる方とお話ししたところ、前回の質問のときに私が話したように、団地内に公園を造っていただけるとは大変ありがたいが、維持管理まで責任を持ってやることは難しいという答えでした。

それで、団地内にも公園が欲しいという意見もありますので、利用する子供たちが交通事故に遭わないようにフェンスなどを設置した団地の人が管理しやすい公園の設置など含めて、整備計画について、村のお考えをお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私のほうは住民課関係についてお話をさせていただきます。

現在、住民課で担当している児童公園につきましては、麻績の学舎横のちびっこ広場と旧日向小学校跡地のゆりの木公園がございます。このうち、ちびっこ広場につきましては12月の定例議会で整備についてご質問をいただいておりますが、遊具が設置されて20年以上経過しております、令和2年度、来年度になりますが、遊具のリニューアルなど公園の整備を実施する予定をしております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから本町の若者定住住宅に建設ということについて、お話しさせていただきたいと思っております。

本町の若者定住住宅で要望が上がっています公園整備につきましては、現在、地区要望に対して村の考え方を1月に地区へお示しをしております。先般、本町の区長から4月に入ってから村と協議をしたいので、地区のほうへ出向いてくれというお話を頂いておりますので、その方向で協議をしていきたいというふうに考えております。

なお、村の考え方の中では、その道路沿いにフェンスをつけるというのは、つけようというふうな方針でいるということでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 今、振興課長の答弁の中でフェンスを設置をするというような考えでよろしいですね。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 村としてはそう思っておりますけれども、地元との協議をした中でということでございますので、地元からの要望等をお聞きする中で、最終的には詰めたいたいと思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 団地のお母さんに、この間、違う仕事でこちらの工場へお母さんが来て、どうせ造ってもらうなら、やはり井戸端会議ではないが、ベンチは欲しいと言っていました。それから、村の公園については、子供たちが安心・安全に遊べるような公園をぜひ整

備していただきたいと思います。

また、本町につきましても設置をする、しないに関わらず、地区の方とよく話をし計画していただいて、よい方向に持って行っていただきたいと思います。

次に、質問事項2ですが、福祉施設の整備計画について質問をいたします。

福祉企業センターの猛暑対策について、冷風機を置いていただいたのは、大変私はありがたいと思えました。しかしながら、近年の暑さに対し、現在の設備では対応できないのではないかと考えられます。冷風機が置かれる前に企業センターに顔を出したところ、私が行ったときは32度ほどありました。冷風機が設置されてから2度ほど顔を出しました。それでも一番暑いような日に行ってきましたけれども、恐らく32度以上ありました。作業をされている方は汗だくで仕事をしておりました。

地球温暖化の影響で、今年の夏も猛暑が続くと思われます。作業をしている方の体調管理などの面からも、よりよい職場環境にさせていただくため、早期にエアコンの設置を検討していただきたいと思います。村はどう考えているか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

福祉企業センターにつきましては、老朽化により今後の建替えが予定されている施設でありまして、大きな二重投資を避けるために昨年、令和元年度につきましては冷風機をレンタルしての暑さ対策を実施してまいりました。しかしながら、年々猛暑が厳しくなる中、また今後の建替え時期も数年後の見込みとなることから、利用者の体調管理を考慮しまして、来年度、令和2年度にて空調の設備を実施する予定をしております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 今の住民課長の答弁に本当にありがたく思うわけですが、毎年暑くなる時期が早くなっているような気がいたします。ぜひ早めの対応をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、質問事項3、宮本の福祉センター整備について質問いたします。

福祉センターについては以前も質問しましたが、施設や設備など老朽化が激しい状況にあると思われます。

そこで質問要旨1ですが、貯水タンクの早期の入替えが必要と思われますが、その計画は

ありますか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

これまで設置されておりました源泉の貯水タンクにつきましては老朽化が進んでおりまして、保健所からも指摘を頂いていたことから、今年度タンクの入替え工事を実施しております。現在の状況につきましては、昨年12月に入札を行いまして、工事の完成は3月中には終了の予定であります。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 宮本の福祉センターには貯水タンクが2つあったわけですが、その2つを取り替えるのか、1つで完成してから切り替えるのか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） これまでタンク2つあったわけでございますけれども、今回の工事でタンクを1つにしても十分いけるということでありますので、1つにして切替えを行います。よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） やっとのこと念願かなって、先輩議員、また現議員もこの問題は何回か、もう何十回か質問をしていると思いますが、やっとこれでタンクの交換というようなことをお聞きしまして、安心しました。

タンクについては、今月中に対応していただけるということで答弁を頂きました。よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） それでは、要旨2ですが、毎年少しずつ修繕などをしていただきますが、まだまだ修繕が必要な箇所が多々あります。今後の修繕計画はあるのか。

○議長（塚原義昭君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきます。

麻績村福祉センターにつきましては、平成19年に施設のバリアフリー化、耐震補強などの改修工事を実施したわけでありまして、改修から10年を経過する中で、新たに修理が必要と

なる部分も年々増えてきているのが現状であります。建物本体につきましては、定期的に建物診断を行いまして、診断結果によっては修繕、改善をしまっているところがございます。

また、大きな経費が必要となる整備につきましては、年次計画を立て、計画的に実施しております。令和2年度においては、ろ過器の更新を現在予定しているところがございます。そのほか、修繕につきましても緊急性、安全性などを考慮しまして、優先順位を決めて随時修理を行っていく状況でありますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 福祉センターについては、村内外から大勢の方に利用していただきます。施設を利用する方が安心・安全に、また気持ちよく使っていただけるよう、今後とも対応していただくようお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） それでは、最後に質問事項4ですが、聖高原に身体障害者専用の駐車場ができないかという質問ですが、先月、私、障害を持っている方が来まして、聖高原駅に障害者専用の駐車スペースがないとお聞きしました。その後、私は筑北地区にある4駅を見にいつてきましたが、身体障害者専用の駐車場、スペースはありませんでした。

そこで質問ですが、聖高原に身体障害者専用の駐車スペースを設置する考えはあるのでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、聖高原駅の身体障害者専用の駐車場についてご答弁させていただきます。

まず、聖高原駅前の状況について、若干説明をさせていただきたいと思えます。

聖高原の駅前ロータリーの付近につきましては、土地はJRさんの土地となっております。電車に乗る方の送迎に活用されておったり、各営業事業者がJRさんから営業許可を取って、使用料をお支払いする中で活用をされているというところがございます。

麻績村では、令和元年5月から麻績村の駅前駐車場の駅に近い部分に、ご希望の多かった一時的に利用できる駐車場を試行的に運行を始めております。

現在、多くの方にご利用をいただいているという状況ですので、5月に始めたときは2区画だったんですが、ご利用者様にご協力いただきまして、さらに駅に近い部分に4区画を新たに設けまして、そこで今現在、一時利用ということで運用をしております。

また、今までは駐車する一帯となるところの一部分を活用しておりましたが、今回はその一帯となる列そのものを駐車スペースにしておりますので、さらに止めやすくなっているというような状況でございます。

また、活用は、かなりご利用させていただいて大変ありがたく思っておりますが、4区画を全て利用しているということはないようですし、また予備の区画もございます。ですので、現在、村として考えているのは、駅に一番近いところでもありますし、そちらのほうをご利用いただければ、止めやすいのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 今の総務課長の答弁の中に、やはりいろいろな配慮をしていただきまして、本当に感謝を申し上げます。

また、公共交通機関の身体障害者専用の駐車場のスペースにつきましては、私も少し研究をしてみたいと思います。

昨日、4時頃、県の福祉会へちょっと聞いてみたんですが、JRの長野駅のメトロポリタンというJRが経営しているホテルだそうです。そこに止められるのが、5台ほどあるそうです。そこは、ただ、30分は無料だけれども、あとは30分しか止められないと。その横にある屋根付きの身体障害者用駐車場はあるが、駐車時間については分からないという回答でございました。

そんなわけで、以上、私申し上げましたけれども、この福祉の問題でいろいろな予算をつけていただきまして、本当にありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 7番、茂木泰男議員の一般質問が終了しました。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、1番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

1番、塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 1番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました事項について伺いたいと思います。

1点目は、テレワーク企業誘致の現状と小東の新たな住宅地事業について。2点目は、麻績村単独運営となる筑北中学校について。3点目として、麻績の学舎の利活用について。以上、3点について一問一答にて自席にて進めたいと思いますので、お願いします。

それでは、まず最初の質問ですけれども、テレワークの企業誘致の現状と小東の新たな住宅地事業についてということで、平成28年度から実際には始まったということですが、テレワーク事業ですけれども、国の地方創生事業の新たな拠点整備ということで計画をされ、地域再生計画を策定して、これに沿ってテレワークを行う企業を誘致し、人口の増加と村の活性化を目指すということで進められてきたかと思います。

しかし、現在のところ成果には至っておらないということで、村民の皆さんからもどんな状況なのかという声が聞かれます。昨年6月議会でも、他の議員さんから一般質問あったんですが、改めてこのことについて伺いたいと思います。

まず、質問要旨1ですけれども、テレワーク企業の誘致について現状と、それからこれまでの企業からの相談や問合せの状況はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） お答えをいたします。

昨年といいますか、ここ今年でございますが、1件、1企業が契約入居をいたしました。それから、村内の方から相談を1件受けましたけれども、契約までには至りませんでした。以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 1件は入棟されたということで、ちょっと詳しくは分かっていないんですが、どんなような会社というか、会社の名前とか、そういうのは分かりますか。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 会社名まではこの席では控えさせていただきますけれども、一般の一企業でございますが、約2か月間の入居をしてございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 詳しく私も分かっていないものですから、ちょっとこれからどうなるかなんですが、昨年6月議会で、宮川議員が質問されたかと思いますが、それに対

してのご答弁で、テレワークセンターの一番のネックは住宅がないことであるというご答弁でした。

これまで何件か問合せというのは、今のままでいけば1件あって、入棟になっているということですがけれども、その住宅がないというようなことで話があって、来なくてというのはあるわけですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ございます。県のテレワークの協議会等も案内していただきますけれども、やはりこちらに来るには、そこへ通うということ自体が非常に不便なことですので、やはり入居、入り先がないと断念をせざるを得ないというのがございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） それは件数では1件だけですか。複数件あったんですか、そういう例は。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今年度については、まだそういった企業はございません。昨年度、年度の関係でございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） そうしますと、今、1社というか、入っているということですがけれども、そこで働く方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） すみません、人数まで私も把握してございませんけれども、1企業が入居されてございます。それで、約2か月間の入居でございましたので、現在は退去しております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 定着というところまで、今後の課題かなというふうに今、お聞きして思いました。

それで、質問要旨2として、そうすれば伺いますが、今年度の重要な事業ということで始まった小東の新たな定住住宅なんですけれども、具体的な広報と伺いますか、それから募集

とかそういったものはどうなのか。

それから、問合せ数だとか移住希望の状況、それからテレワーク等の関連なんかについてお聞きをしたいんですが、この間、東京のほうとか名古屋とか出張相談というようなことでされているということで、そういうのも含めて、そんな部分がどんなようだったか、その相談の内容等も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから小東に建設をすることとしております定住促進住宅について、一般的なことでございますけれども、住宅の完成めどにつきましては来年、令和3年3月末の予定と今、考えております。

来年度、令和2年度において募集要項等を整備し、竣工のめどが立った段階で、村のホームページですとか無線広報、広報紙、新聞記事、それから観光課のフェイスブック等を使って広報、募集をしていきたいというふうに考えております。

建築等がある程度決まって、パンフレットを作れるような段階になりましたら、そういったものについても今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 補足で説明をさせていただきます。

小東で進めています住宅整備でございますけれども、いわゆる移住者、村の人口を増やすための施策の一つでございます。都心で行っています移住相談会におきましても、現在、小東の住宅団地やテレワークセンターの案内をしているところでございます。

ただ、金額等が定まってきませんので、ここに整備するというような環境の状況しかまだお話しできない部分でございますけれども、今現在、来年度中には住宅も完成してくるんだということでお話をしているところでございます。

それから、村外者を、私ども村づくり推進課では、村の中案内をしています暮らしの案内ツアーということも実施してございます。小東の住宅団地、あるいはテレワークセンターもその案内をする場所の一つとしてご案内をしているところでございます。

今年度4月から今まででございますけれども、6件、18名の方を案内をしてございます。このうち3件、9名の方は都内で行いました移住相談会から案内ツアーに参加をいただいた方でございます。結果、この3件の9名につきましては、移住のほうにつながっております。

このほか3月にもツアーを希望する方がいらっしゃいましたけれども、今回のコロナウイ

ルスの関係で延期をお願いしたところでございます。

現在、テレワークセンターの利用につきましては天王団地、あるいは本町の若者定住促進住宅の入居者を募集をする際に、まず、最初にテレワークセンターを利用したの募集を先に行っていて、次に一般の方の募集をしていただくというような広報も行っております。

また、小東住宅につきましても同様の方法で案内をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今、村内のガイドといいますか、それで9名の方とおっしゃったかな。あるということですが、この皆さんはテレワークの関連で来られるという、そういう方になるんですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） いえ、テレワークとは、私どもテレワークは一つの移住するためのそういった、いわゆる政策の一つでございます。ですので、全てがここのテレワークにつながるという問題ではございません。全ては移住者を増やすがためにやっていることでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 動画が今、ホームページでありまして、もちろん私も見ましたけれども、具体的にまだこの辺のところに住宅をやりますよという矢印があって、案内が出ているというような程度ですけれども、あの動画を見て問合せや、そういうのも来ているということとはありますか。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 多分そうだと思うんですが、いわゆる相談に来られる方につきましては、やはり今、こういった時代ですので、ホームページ等調査をして調べてきておりますので、多分見ているものと思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今、移住される方はあるということですが、そのテレワークとの関連では、直接はそういう方ではないということなんですけれども、いずれにしてもテレワークの事業自体が軌道に乗っていくかどうかというところが一つ気になると思うんですけ

れども、続いて質問要旨3としてお聞きしますが、このテレワークの事業を進めていくに当たって、地域再生計画が作られておりまして、これは相当詳しくこの事業をどういうふうに行っていくか、それによる成果だとか誘致する企業とかいろいろ書いてありますが、この中に事業評価など毎年度末に総合戦略の人口ビジョン審議会や議会に報告する、またホームページに掲載したり、地域懇談会でも要点を報告をするというふうに述べられていますけれども、私もすみません、詳しく調べていない、ここら辺についてはどんなようだったんですか。これまで、この記載してある報告だとかそういうことについてはどうだったんでしょう。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 地方創生総合戦略を進めるに当たりまして、審議会との意見交換会、あるいは議会の皆様、意見交換会を経て進めさせていただいているところでございます。

年度数値がまとまりまして、毎年定期的に6月定例議会終了後に審議会へ提出する資料と皆様にお示しをして、その協議をしていただく内容のことを今までお話をさせていただきしております。

おかげさまで当村におきましては、一番のこの地方創生で重要課題であります人口増、いわゆる移住者に向けての成果が上がっております。平成26年から移住者等の目標値ですか、ずっと出てきているわけでございますけれども、常に上昇というような結果が出ておりますので、審議会におきましても評価を受けているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 人口増にはつながってきているというようなことで今、お話ありましたけれども、テレワークの事業そのものについては、まだちょっと定着というところまで行っていないかなと、3年近くになってきますので、これについて今後どんなふうを考えていくのか。

この再生計画は、当初のは、たしか来年3月末で5年間の区切りが終わるかと思うんですが、そこでもう一回見直して再策定とかということをするわけですか。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 国のほうでも第2期の総合戦略が示されているところでございますけれども、私どもにつきましても、第2期の総合戦略を今年度中に公表していく予定でございます。今、目標値の見直し等を行いまして、現在進めているところでございま

す。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原議員。

○1番（塚原利彦君） そうしましたら、質問要旨4になりますけれども、今、移住者は増えている部分があるということですが、建物をああやって造ったわけですので、テレワークということの事業が定着していくということが、人口は増えても並行していく課題ではないかなというふうに思うんですが、この造った建物についての施設全体の利用については、以前も一般質問があったかと思いますが、大会議室の利用とかね。そういうことで、あれなんですけど、この施設全体の利活用を高めていくということはやはり必要ではないかと思いますが、ここら辺についてはどんなふうに考えていらっしゃるか、できれば村長にお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） この要旨4の内容でございますけれども、テレワークセンター、いわゆる一部、2階の奥の部分になってきている部分でございますけれども、この部分がいわゆるテレワークとしての貸しオフィスとしての位置づけでございます。やはり貸しオフィスに入居するということにつきましては、簡単なことではないのかなというふうには、私どもも見込んでございます。

あの施設全体といたしましては、いわゆる第2公民館というものでございます。ですので、地域の方の公民館としても使われておりますし、第1次避難所の場所としても、この工事のおかげでアスベスト除去を済ませ、それから耐震も済ませているということで効果は上がっているものと見ております。

それから、テレワークセンターの一つの難点は、やはり滞在する場所がないということでございまして、新年度におきましてセンターのすぐ横にいわゆる移住体験住宅ということを整備させていただきまして、テレワークセンター並びに移住体験、いわゆるお試しで使えるようなことにより、移住のほうを増やしていきたいかなというところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから付け加えさせていただきたいと思いますが、テレワークセンターでございますが、いわゆる移住を促進するためには、こういった施設がどうしても附帯施設として必要になってくる時代だということでございます。今、日本挙げて国では地

方へ、都市部からできるだけ分散した形で、地方で仕事をというようなことも今、進んでいるわけでございます。

そうした中で都市部からの移住というようなことを考えますと、どうしてもこういったテレオフィスのようなものが用意されていなければならないということでございますから、麻績村は、いわゆる一歩先んじてテレオフィスを用意していくということでございます。ですから、このテレオフィスがあることによって、今後の今、小東で進めております移住でありますとか、あるいは今、課長のほうで話したいいわゆるお試し住宅というんですか、いわゆるこういったご利用もされやすくなっていくのではないかなと、こう考えております。

まず申し上げておかなければいけないのは、この貸オフィスで、テレオフィスで、ここで行政が仕事をつくっていくという場所ではないということはずご理解いただきたいと思えます。ここにこのいわゆる貸オフィスを使って仕事をしていただくということでございますので、その企業さんが人を雇えば地域の雇用になるということになるわけではありますが、いわゆるテレオフィスだというご理解をいただきたいと思えます。これからもこういったものを用意していくことによって、新たな事業が展開しやすくなるのであろうと、そう考えております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 昨年6月の一般質問のときに、その辺、今、村長言われたようなご答弁を、そのとき一般質問であった答弁としてされていますよね、サテライトオフィスとしてやっていくんだと。村内の村民の皆さんがテレワークをする場所にとということで、自分たちが覚えたりいろいろすることではなくて、企業を呼んでその企業に貸すサテライトオフィスとしてということやっていくんだということ今お話ありましたけれども、そういう方針で3年間やってきた中で、可能性といいますか、そういう部分もみんなほかへ行ってしまっているのではないかとか、そういうようなことをすごく心配をしてしまうんですが、いずれにしても毎年3月末で数字とか検証をして、人口の審議会に諮ったりとか、そういうふうにしていくということですので、引き続きこれは努力をしていただいて、ずっと空いているというような状態が今後も続いていくということをどこかでやはり検討し直しとか、そういうことが出てくるのではないかなというふうに私も思いますし、村民の皆さんも思うと思えますので、ぜひ村民の皆さん関心の高い事業ですので、そのあたりをしっかりと受け止めて進めたいというふうに思います。

では、次の質問事項に移ります。

質問事項2ですけれども、麻績村単独運営となる筑北中学校について伺います。

筑北中学校が新年度から麻績村単独運営になるわけですけれども、学校統合の協議が始まってからこうなるまでの経緯を振り返ってみまして、統合ができなかったというのは、麻績村、筑北村両村の生徒や保護者の皆さんが統合したくないとか、別々のほうがいいのか、そういう要望が多くてできなかったということではないわけです。これは明らかなことだと思います。

いずれにしても、学校統合が決裂となったもので、麻績村では独自の教育方針を策定するというので3つの部会に分けて保・小・中一貫教育の研究、検討が行われてきましたし、今も行われておりますけれども、そこで質問要旨1としてお聞きしたいんですが、今回この質問事項については、私は本当に一般の村民の皆さんとか保護者、生徒の皆さんの率直な、素朴な感じとか気持ちを、どんなふうに思っているかということでもちょっと考えてみたんですが、こうして筑北中は麻績村だけの中学校になるわけですけれども、このことについて生徒や保護者の皆さんから率直な気持ちや意見、要望、いろいろあると思いますけれども、どんな声が寄せられていたか、それをちょっと私は知りたい、お聞きをしたいと思いますので、教育長お願いします。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 村立になる部分での生徒や保護者からの意見等ということですが、この筑北中学校が村立になる部分での説明等につきましては、生徒に対しましては学校長より説明を早めから行っております。

また、教育委員会としても、中学へ入る新入生の保護者やPTA総会等の折にもご説明を申し上げてきております。

そういう中で2月にも筑北中学校の新入生の説明会のところにもお邪魔してご説明を申し上げております。この村立になるということに関してのご意見等はなかったということでございます。

また、村立になる部分での変更等についてでございますが、これについては設置者が代わるだけだということでございます。ですので、学校の通常の運営、または学習状況等については一切の変更はありませんので、多分質問がなかったんだろうなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、県教育委員会の学校の判断も同じことでございます。設置者が組合立から村に代わ

るという読替えをする中で行ってきますので、学校が新しくできるとか、前の学校が廃校になるとか、そういうことではないということです、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 保護者の皆さんや生徒の皆さん、そういうような実務的なこととかそういうようなことよりも、もう坂井の子供さんたちとは一緒にやらなくなるというようなこともあったり、それから一貫教育ということで今進めているけれども、そういうものを含めて、本当にしっかりやってもらうというような、そういうことを理解をされて、それでこれでいいと。麻績のままでしばらくやっていくということでもいいということが大半な、そういう意見とかそういうのが実際にはお聞きをしていないということなんですけれども、中に籠っている意見とか気持ちとか、そういった部分についてはやはりある程度把握をしてもらいたいという気はします。多分統合はしたくない、今のままでいいと。麻績は麻績だけでやったほうがいいから統合しないでくれとか、そういう意見があるとは私は思いません。

いずれにしても、ちょっとそんな意見が日常、教育委員会のほうにいろいろな場でどの程度そういう声があってお聞きしているかなということを知りたかったんですけれども、そこら辺のところについて聞こうというような状況というかはあまり見られませんので、特別意見がなかったというようなことらしいんですけれども、いずれにしても、非常に私は釈然としないという気持ちは皆さん持っていはしないかと思います。本当に自信を持って一貫教育でやっていくことで、これでいい、本当にいい教育を受けられるというふうにどれだけ皆さん理解したり思っているか、安心していただけるかということについて、どのくらいの声があったかということをお聞きしたいんですが、いいです。

では、質問要旨2に進みたいと思いますけれども、今回の学校の関係では何人かの議員さんからも話がありますけれども、先ほど小瀬議員さんのほうからもありましたけれども、筑北村の教育委員会が出した——これは平成28年8月ですね、筑北村の教育委員会が出した提言書には、今後筑北地域全体で学校統合が必要になるという記述があります。麻績村でもこれまでの一般質問の答弁で、いずれは統合が必要になると思うと。ただ、今はそのタイミングではないというふうに答えておられます。

つまり筑北、麻績、両村とも今後学校統合はしていかざるを得ないという認識をしているということです。とすれば、問題はその時期ということになりますけれども、では、それではいつなのかと。問題は時期ということだとしても、ではいつなのかと私が今ここで聞いても恐らく答えは、それはわかりませんという答弁になると思います。

ただその時期は分からなくても、どういう状態だとか、どういう場面、場合になったらそういうものが見えてくるという、そういうところに視点を当てて考えてお聞きしたいんですが、ぜひ生徒や保護者の皆さんの気持ちに向き合って、中学校だけでも、せめて一緒にさせてやろうと、そういうふう考えたとき、その状況だとか、どんな場合に、どういう状況になったらその統合を進めることになっていくのかという、そういうことについて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

その前に、こうした中で保護者はどんな思いでいるかという、先ほどの質問でございますが、これは私どもと同じ思いではないのかなと、こう思っております。

私もいろいろな機会に行っても、なかなかご意見は直接は頂けないわけでございますが、やはり頂けない中にも思いというのは同じ思いをしているということを私は感じ取っております。早くこの地域の子供たちが一緒に学べる、そんな時期は皆さん望んでいるというふうには、私は、空気はそんな空気ではないのかなと、そんなふうには思っているわけです。

さて、筑北中学校、聖南中学校統合についての件でございますが、どんな時期になればそれが可能なかということでございます。まず申し上げたいのは、今、現時点におきましては、筑北村さんでは4月から新たな学校再編で動き出しているとき、それから麻績村につきましても、これで新たに村立の中学をスタートさせなければいけないという、今その時期であるわけです。

麻績村といたしましても、これで保・小・中の継続的な支援、また一貫教育、これをきちんと軌道に乗せなければいけないというタイミングであるわけです。

そういった中で、今、優先すべきことは、こうした環境の下で、いかによい教育を定着させていくかということが今、優先されているわけでございます。

当然、議員おっしゃるように、今後の児童・生徒数の減少等によって学校の統合の必要性というのは、これは必ず出てくると思います。私もそう思っているわけでありまして、さて、一体それはいつ、そんな思いを両方で研究できるのかということになるわけでありまして、私、先ほど申し上げたように、今は、今すぐ優先してやらなければいけないことがあるので、恐らく今は、それを優先するであろうということでございます。

それと、いつかということになりますと、やはり教育に対する思い、いわゆるこれは行政ですね、行政、村、あるいは教育委員会がこの地域の教育に対する思いが共有できる、いわ

ゆる教育理念が共有できるとき、そしてまた、いわゆる信頼関係が醸成される時、こういった時期が私は早く来てほしいなと、そう思っているわけです。

今回の筑北中学校の筑北村さんの離脱等についてもいろいろな課題があるわけですが、いわゆるこういったいわゆる信頼関係、こういったものが醸成される時が早く来てほしいなというふうに私は思っております。現時点においては、その時期がいつかというようなことは申し上げられないわけですが、私の思いは、今申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今のご答弁でいけば、遠い先のずっと先に行ってしまうなという感じがいたします。

統合に向けた協議を持つことの例えば合意だけでもしておくというようなことはできるのではないかなどか私は思うんですけども、そういうのもできないですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先日も少しお話ししたわけですが、現時点の状況において、それだけの余裕が出てくるかどうかということではないのかなと、そう思っているわけです。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） いずれにしても、これ、ずっとこれについてやっても、多分恐らく答弁はそういうことだと思いますので、しっかり保護者や生徒さんの気持ちに立って、そういうことも事務的な部分で進んでいく部分でなかなかうまくいかない部分は、それはありますけれども、基本的にそういったことも考えていってもらいたいと、遠い先に置くのでなくて考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、すみません、最後の質問になりますけれども、麻績の学舎の利活用に関して伺いたいと思います。

以前にもこれに関する質問をいたしましたけれども、今回は具体的に村民の方から備品や部屋などの利活用についてご提言があったので、それについてお聞きをしたいと思います。

まず、要旨1としてですけれども、学舎2階の東の部屋にピアノが置いてあるんですけども、グランドピアノが。このピアノは現在どういうふうに使っているのか、ちょっとお聞きをしたい。

○議長（塚原義昭君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） では、私のほうからお答えします。

今、麻績の学舎の2階のピアノにつきましては、2階の大会議室、大研修室のほうにありますけれども、現在、通常使われていることはほとんどありません。なお、ピアノの調律については定期的に行ってきている部分であります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原議員。

○1番（塚原利彦君） そういう状況を知っておられて提言をされたんですけれども、その方は質問要旨2に行きますけれども、現在、学舎の1階の部屋で社協のほうでお散歩カフェとこのを行っていると思いますけれども、そこへピアノを移動して利用すれば、歌に合わせて伴奏したり楽しんでもらったりすれば、有効活用になるのではないかとということでご提言がありました。

それで、このことは管理部署である教育委員会にもお話をされたというふうに聞いておりますけれども、お聞きになっておられれば、どうお考えか、教育長。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうへもこういうことはできないかということでお話しされたことはあります。ただし、今、その部分におきましても、それにピアノを置くと非常に狭くなる部分もありますが、実際にはほかの部分でも使っている部分がございます。そちらに支障の出ることもありますし、ピアノを置くということになると、その部分だけでも大分スペースを使ってしまうというようなこともございます。

そんなことで、こういうことに使ってはいますということでお話しをして、そのときはご理解をいただいたというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） ご理解をいただいたということは、そういう使い方をしなければならぬということに納得をされて帰られたんですか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 納得というか、そういうところはそういう使い方をしていきますので、今のピアノをそこへ下ろすことはちょっと難しいというお話しをしてご理解をいただいたというふうに思っております。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） そうすれば、あのピアノはずっとあそこに置くと。ほとんど使われる

こともないんですけれども。そういうことが方針ということでもいいんですね。確認させていただきますが。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） はい。方針というか、そこに置くことしかちょっとできないのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） その提案をされた方は第1研修室かな、あそこに置いて使うということで不便があるとは思えないというようなこともご提言いただいたんですけれども、詳しく私、そこら辺まで深く聞いておりませんが、いずれにしましても、この麻績の学舎の利活用ということにつきましては、私も前にもお聞きをしましたので、質問要旨3のほうに移りますけれども、この旧麻績小学校北校舎について、ガイドのパンフレットができております。このガイドパンフレット、これですけれども、一番最後のところに校舎の評価について、こういう記載があります。

世代を超えた交流の拠点などとして、今後とも村民の知恵と熱意を持って、より豊かな利活用の方法を模索していきたいものと、このように書かれています。

それから、また、昨年6月の一般質問で私が質問したときですけれども、この学舎北校舎の利活用についてお聞きしたんですが、文化財保護制度でも有効な活用を総合的、計画的に推進することになっており、様々な活用方法を検討していくことが必要と考えているというようなご答弁でした。

そこでお聞きしますけれども、この北校舎、麻績の学舎のよりよい利活用についての検討ですけれども、それはどんな形で行っているんですか、あるいはしていないのか、今後具体化して行うのか、どんなふうになっているのか。

○議長（塚原義昭君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えします。

以前において、保存活用検討委員会ということとして行われたことはありましたけれども、現在、麻績の学舎については具体的に利活用を検討という形では行ってはおりません。

ただ、放課後児童クラブとしての利用のほか、登録有形文化財としての見学を希望される方への開放、また民間事業者によります撮影会などに利用されている実績があるほか、今後につきましては、県の建築士協会が主催いたします建築や景観等の研修会の主会場にも予定されているところでありまして、利用を制限しているという部分ではございません。

以前、出された保存活用検討委員会の中での答申でも出されております、多目的施設としての様々な催しなどに対応し得る施設ということでは、現在活用が、利用的には非常に多くはありませんけれども、なされているものと考えます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 時間ももう終わりになってきましたので、質問はここまでなんですが、いずれにしても、ぜひこれは具体的な利活用方針というのを立てていただいたほうがいいと思うんです。一方では文化財であるし、もう一方ではいろいろなことで活用ができるということで、なかなか傷を付けたりそういうことはできませんけれども、もう少し年間を通じて計画的な使い方、それから今のピアノについてもそうですけれども、2階に置いておいて使うなら、何かそういったものの企画を考えると、調律はしていても、あまり使っていないというようなことだと非常に無駄ですので、ぜひそういったことをしっかり活用方針を立てていただきたいというふうに思います。

村の施政方針でも、よく言われる言葉で、「村民との協働」というふうにありますけれども、これ一緒になって働くという意味ですけれども、ぜひ提言をされる村民の方に失望感を抱かせるような、そういったことはされてはいないと思いますけれども、提言は検討はさせてもらうとか、ちょっと真摯にお聞きをして丁寧にこうやったらどうだとか、そういったことも少し詳しくお聞きをするというような、そういう姿勢をやはりいろいろな場面で見せていただきたいと思います。村民の皆さんの気持ちを大切にしていきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原利彦議員の一般質問は終了しました。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、2番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

2番、飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 2番議員、飯森茂孝です。

私のほうも3月定例会におきまして、一般質問の通告を出してあります。

質問事項、まず1、防災体制と避難訓練実施について。質問事項2、村営バスによる公共交通の利便性向上について。質問事項3、生徒数減少に伴う学校統合意識調査実施について。この3点についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

まず、質問事項の防災体制と避難訓練実施についてです。

これから質問事項3点あるわけですけれども、このいずれの質問事項も麻績村と筑北村、この両村の一体感が薄れていくことに危機感を持つ一議員として、行政の垣根を越えて2村が良好かつ協力し合い、安心して暮らせる持続可能な村づくりという、そういう観点から質問いたします。

私は、かねてから防災体制の安全性、これにつきましては、「防災体制の安全は準備に比例する」と。この用語をキーワードとしてお伺いいたします。

まず、防災・減災対策の見直しは、麻績村にとって大変重要なテーマであります。村内の防災倉庫、避難所、備蓄の総点検並びに区長会を通して課題等を洗い出し、防災化に尽力をされているとは思いますが、まず質問要旨1に移ります。

災害時対応マニュアル及び1次避難所の運用マニュアルの進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから災害時対応マニュアル等についてご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の令和元年台風19号災害後、職員からの反省、また地区の役員さんからの反省等もお聞きする中で、現在進めているものについてご説明をさせていただきます。

まず、1つ目でございますが、職員の配備体制の見直しに着手をしてございます。今回の台風19号災害で自主避難所が避難しやすいようにということで体制を整備しました。今まで1次配備につきましては、防災担当、また振興課係長のほうで1次配備ということでございましたけれども、自主避難所等の避難所を早く整備したいということで、そこに住民係長も配備の対象にしまして、避難態勢の充実を図ると。また、その自主避難所の関係で担当職員の設定等も検討し、実施しております。また、非常用備品の活用方法についても反省点が出ておりますので、その辺、無線、ヘッドライト等の災害対応職員の体制についても改正をしているところでございます。

2つ目の関係でございますが、職員が災害対応しているときの連絡体制というような反省

も出てきております。誰がどこに、今どのような業務を行っているのかというようなものも分かるような形で整備をしていきたいというところでございます。

3つ目でございますが、非常時の連絡体制の強化というところでございますが、第1次避難所の関係でございます。これにつきましては、自主防災組織と複数の通信手段を確保するというので、区長会を開催する中で無線の配備等を計画しまして、無線のほうは配備してございます。これによりまして連絡方法が改善ということで、今までは固定電話、携帯電話だけだったんですが、今度は無線等でも連絡体制が取れるというところでございます。

また、1次避難所の開設のための、1次避難所の設定が今年の3月ということで、まだどのような体制でやるかということが決まっていなかったわけですが、その辺も区長さんとお話しする中で、手順書のようなもの、まず作成に行きたいというところでお話をさせていただく中で、そんな形で準備を進めているものでございます。

4つ目でございますが、気象伝達方法の検討でございます。今まで標準的な例文の気象伝達方法を策定しておったわけですが、今回のように昼間だけとは限りませんので、夜等もでございます。またいろいろな災害等の状況もございまして、あらかじめ放送の例文をいろいろな場面の作成をしておいてということで、その状況に着手をしているところでございます。

また、活動体制につきましても消防団との協力の関係、また自主防災組織との連携強化について見直しを進めてございます。

また、防災の拠点の関係でございます。防災拠点の整備につきましては、令和2年度の予算のほうで若干盛りさせていただいてございまして、防災マップの関係も、若干台風の関係も見まして、見直しをする中で検討しているという状況でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、続きまして、防災対策見直しということで、2月12日の新聞がありますけれども、麻績村はこの見直しについて、この77の市町村の中では、もう非常にパーフェクトなくらい丸が付いているわけですよ。早い話が、ハザードマップの見直しから始まって、避難勧告指示の伝達方法とかいろいろな項目がありますけれども、その中では麻績村が一番着手している、あるいは前向きに検討しているというものは新聞紙上に出ました。

それで、私、この中で気がかりなものがあります。それはハザードマップ、これは更新するということだと思いますけれども、今の進捗状態についてお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 防災マップの件だと思いますけれども、防災マップにつきましては、昨年、砂防事務所と連携をしまして見直しをしております。12月末時点でおおむね出来上がりまして、今若干手直しを行っておりますが、令和2年度には各戸に配れるように印刷ということで予算計上しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、今、課長のほうから言われたように、各戸別に家庭へ配られるということで間違いはないですね。

それでは、続きまして、私は筑北中学校、そして麻績小学校、こういう中でも毎年、毎年、2回ないし3回は防災訓練が行われていると思いますし、法令でもそれは定められているものだと思います。それで、このところ、私は、防災教育というものを非常に大事なものだと思います。

そこで、筑北中学には防災備蓄品である保存食が配付されるということが言われておりますけれども、これについては間違いはないでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

現在、保存食といいますか、筑北中学校の給食であります、給食についての部分でレトルトなどというもので備蓄食材という部分を用意しております。これにつきましては、もちろん災害や非常時の備えということもございますけれども、防災教育という観点から行っていることでもあります。

現在、筑北中学校のほうで行っておりますが、小学校につきましてはこれからということになります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、そのレトルト食品ということで、防災教育の一環ということで、よろしくお願いたします。

それでは、質問要旨の2番目に移りたいと思いますけれども、昨年の19号台風災害時に、筑北村との災害時協力協定、これは協力協定はされているわけですが、それが機能したかどうか、この辺をやはりお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、19号台風災害時における筑北村との災害時協力協定の機能の関係についてご答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、筑北村、麻績村消防で相互応援協定が結ばれております。これにつきましては、災害等を円滑に処理するために相互に応援することを目的に締結をされておるものでございます。

今回の台風19号災害におきましては、両村において特別警報が発令され、災害が発生し、避難所が開設されておるといような状況でございます。相互応援活動については実施しておりませんが、災害時において、担当課において災害情報等の情報交換がなされておるといような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） この協定書というものは、非常に重みのあるものだと私は思います。

そんな中で、最近では生坂村と池田町、そして安曇野市と池田町など、次々と災害時協力協定が結ばれております。その中で先ほども私のほうで言いましたけれども、この協定書の重み、これは非常に大事なことだと思うんですね。それで、今、課長さんのほうで協定書の内容というのは、今、確認できますでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 協定書、今こちらに持参はしてございます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、私たち議員に配付させていただきますでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 協定書はどの協定書を。

○2番（飯森茂孝君） 筑北村との協定書です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 私、今お聞きしたいのは、いわゆる昨年の19号台風ですね、これは要するに麻績川ありますよね、それにあと桂川というのもあります。そういう中で、あそこはやはり麻績村の地籍でありながら、やはり筑北村とも重なっているというところが一番大事なことだと思うんですね。お互いに災害時における連携強化というのものも、これからしっか

りやっつけていかなければいけない。協定書をただ結んであるだけでは駄目ですよということを、私は今日ここで訴えたいんです。その点についてお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 過去にも消防の関係につきましては、お互いに連携して活動した実績もございますので、その点については協定どおり活動しておるという状況でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、今は、これからも筑北村との連携強化にぜひ努めていっていただきたいと思います。

それで、次に、令和2年度も各地で総合防災訓練が計画されています。それでは、ここで確認させていただきましても、ほかの議員のほうからも質問はされました。麻績村は今までどう考えてみても、ほかの市町村に比べ総合防災訓練というものはやっていない、これははっきりと明らかだと思います。住民を巻き込んだ防災訓練はやはりこれは大事なんですよ。ぜひ今年はやっていただきたい。

近くだと、筑北村さんだと、8月30日、そして安曇野市のほうだったら9月1日あたりにもう村民、市民に知らせているわけですよ。いつ防災訓練をやると。そのくらいにしないと、計画を立てるということは一番大事なことです。その辺、村としてどのような考えでいますか、計画ですね。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうからまず答えさせていただきたいと思います。

飯森議員さんには、以前にもこの同じ質問を2回ほどいただいておりますね。なかなか答えるほうとかみ合わないわけではありますが、ぜひご理解いただきたいことがあるわけです。村民参加ということと、総合防災訓練と相反するということをまずご理解いただきたいんです。

もう既に議員さん、それぞれ研究されていると思いますが、総合防災訓練とは、いわゆるそもそも総合防災訓練とは、災害対策基本法並びに防災基本計画など各種の規定ですね、これに基づいて行われる、政府として行われる防災訓練を本来は指すわけです。この内容というのは、各省庁とか関係機関が連携して政府として行う防災訓練でありまして、住民参加の防災訓練ではないということでもあります。まず、総合防災訓練ということはそういったものだ。ですから、住民参加のものではないということをまずご理解いただきたい。

そして、そういった内容の各省庁とか関係機関が連携して行う防災訓練でありますので、住民の参加というのは非常に少ないということです。それで、国のこうした総合防災訓練のタイミングに、このタイミングで、全国でいろいろその訓練が行われるわけです。例えば長野県でも行われますし、村でもこれに対しての対応が行われるわけです。この場合には、住民参加というのはほとんどなくて、関係機関が行うものであるわけでありまして、

また、この「総合防災訓練」という名前の下で、それぞれの市とか町村で防災訓練が行われることがあります。議員は多分このことをおっしゃっているのかなと、そう思っているわけでありまして、これにつきましても、中身をよく研究していただきたいわけですが、この訓練は、まず役所でありまして消防団、警察、自衛隊、日赤奉仕団とか電気会社とか通信会社、あるいは防災関係のいろいろな団体がありますが、そういう皆さんが中心でありまして、住民については代表者の一部というような方が参加する。どちらかという、そういった皆さんは見学といいますか、そんな立場で参加されます。

中には、そういった皆さんが参加する訓練もありますが、そういった中の訓練では、小型の消火器を噴射する訓練とか、あるいは炊き出しの一部とか、いわゆるその程度の住民としては参加であるわけですね。ですから、これはいわゆる関係機関の訓練だというふうにはまずご理解いただきたいと思えます。

そうした中で、議員おっしゃるように、住民参加の訓練というのは、これは本当に大事なことです。災害が起きたときに命が救われるかどうかということは、この住民参加の訓練をいかにしっかりやっておくかということであるわけです。そういった中で麻績村では、こうした住民参加の訓練をいろいろな場面で今、想定していかなければいけないということで今考えているわけです。想定する中には、今、麻績村で想定されるのは、まず一番怖いのは地震、大規模地震、それから水害、この水害の中には土石流災害でありますとか河川氾濫、いわゆるこういったものがあるわけでありまして、ここが一番の想定しなければいけないことだろうと、そう思っています。

そうした中で、まず訓練の内容をどうするかというと、まず避難の訓練をしなければいけない。それから、あと、瓦礫の下になったときの救出とか、それから救出した人の救護とか、それから、さらにその第1次避難所を開設する、そして、そこでどうやって避難するか、さらにはもう議員専門家でありますからご承知のとおり、トリアージをどうやっていくとか、そういった訓練をやらなければいけない。

それからさらに、もう既に少し始めたわけですが、無線機を配付というようなことは情報

をどうやってスムーズにできるかと、こういった訓練も当然必要になるわけですね。

それから、さらに細かくいきますと、炊き出しの訓練でありますとか、あるいはその日常生活を送るためにトイレを造るとか、いわゆるそういった訓練も必要です。ですから、午前中にもご質問ございましたが、そういった地域の防災力をどうやって高めていくかという訓練に今、力を注いでいるわけです。

それで、議員おっしゃるように、やはり最終的には国の総合防災訓練が行われるわけですが、こういったときに、できれば併せて全地区が一斉にこれにそろえて、そういう地区の防災組織と一緒に訓練ができるようになってくればありがたいということでもあります。

それで、現在それに向けて、地区のそれぞれの地域の防災力を高めなければいけないということで、発電機とかいろいろな装備品、あるいは炊き出し用具とか配りながら、それぞれ地域の防災力をまず均一に向上しようということを進めているわけです。

ですから、そういったものがある程度めどがつけば、ある決められた日に村を挙げて一斉に全地区併せて、できるだけ多くの村民が参加する防災訓練を行っていききたいと、こう考えているわけです。

ですから、今議員おっしゃるように早くやれということは十分承知ではありますが、それが今年中に全て間に合うかどうかということは、それぞれ地域対応もごございますので、難しいのかなと。おっしゃられるとおり、できるだけ早く全地域がその地域防災の向上のためにやらなければいけないという認識を共有できるように村もやっていきたいと、こう思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 村長のほうで細かく説明されたわけでけれども、私はなぜこの議会を通じてそれを言うかということは、実は昨年も筑北村の総合防災訓練に行ったわけです。そのときに、そこの消防署の署長も来られていろいろな話をしました。しかもドクターヘリも来た。しかも麻績消防署の署長がそちらのほうへ行って筑北村でやっているという、これはやはり麻績消防署はすぐ近くなんですよね。そういうことを考えると、やはり村としても、そこを巻き込んで、村民のためにやはり防災訓練はしなければいけないだろうと、そんな気持ちで今まで議会では質問してきました。

ぜひ、村長、今いろいろな話をされましたけれども、やはりほかの市町村と比べると、麻績は遅れていると、それが私の実感です。ですので、いろいろな準備はあると思いますけれども、これからはぜひ、やはり村民参加でないと、一軒一軒、誰々がどうだということが防

災の本部に上がってこないんですよ。

そういうことまで、やはり各区の区長さん並びに今だったら伍長さんとか、そういう人たちもいますので、そういう人たちも巻き込んで、本部にあの人は大丈夫だという、その安全の確認とかそういうものができるような防災訓練はしていただきたいと思います。ぜひその辺も考えていただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、議員さんからご提言の件でございますが、ですから、そのいわゆる住民参加と総合防災訓練というのは相反するということであるわけです。

お隣村さんとか、各種やっている長野市さんとか松本市さんでやっている訓練というのは、自衛隊が来る、あるいは航空隊が来るとか、いわゆるそういった訓練でありまして、そういう機関の訓練であるわけです、市としてですね。ですから住民ということではございません。

ですから、先ほどお隣村の例を出させていただきましたが、そのときに地域住民が何人参加されたかということをお調べになっていただければ、その内容がどのようなものか分かるかと思います。

そういった言葉が悪いわけでございますが、言葉が適切ではないかもしれませんが、いわゆるデモンストレーション的な訓練と、それから、実質的に住民の命を救うために住民自らが見つけなければいけない訓練というものがあるということをもまずご理解いただいて、今麻績村で力を入れているのはどちらかということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、今、村長のほうからも言われましたけれども、積極的にやはり防災訓練、そちらのほうに力を入れていただきたいと思います。

それでは、質問事項の2番なんですけれども、これ、村営バスによる公共交通の利便性向上についてです。

これは、麻績村でも第6次振興計画の中には、後期基本計画の中に村営バスの運行ルート、利用状況などを把握して、検証して、ダイヤの変更など地域に密着した運行システムの構築に向けて利用しやすい、交通弱者の足としての利便性が図られるようにと、そんなようなことが提言されております。この問題につきましては、前にも宮川議員のほうで村営バスの在り方ということで質問されておりました。

それで、私は、最近タクシー代も上がってきたと、そんなようなことも含めて、どちらか

というと交通弱者といいますか、いわゆる年金生活をしているような方たち、こういう方たちに利便性が図られたらいいのではないかなということ私の方から質問させていただきたいと思います。

昨今、非常に麻績村でも後期高齢者、随分多くなってきました。免許証の返納者とか、運転に不安を抱える高齢者が随分多くなってきました。それについてバス運行について伺います。

質問要旨1ですけれども、利便性を求めるならば、特に通院や高齢者向けのバス運行の考えはありますかという質問です。

○議長（塚原義昭君） 答弁求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在の村営バスの運行につきましては、定時定路線バスと地域循環バスということで、道路運送法の78条の第2号によりまして、市町村の運営による有償運行として運行しております。また、財源につきましては、廃止代替路線バスというようところで財源措置をされております。

現在、庁内におきまして、総務課、住民課、社会福祉協議会も含めて、バスの研究をしております。また、村内で運行するバスは、日常生活に直接影響するため、維持、改善していくためには住民ニーズを把握して利便性を高めていく必要があるというようところでございます。

研究、検討につきましては、本年3月に計画しておりましたけれども、諸般の事情で延期ということになっておりますけれども、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

また、通院、高齢者向けの運行バスということにつきましては、いろいろなニーズをあまり捉え過ぎると、かえって不便になるというようこともございますので、検討会のほうでいろいろな意見をお聞きしながら、また検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 実は、私、ここにバスの運行表、これは今一番上にあるのはAコープの買い物もののマイクロ送迎バス運行表、そして、麻績村には、先ほど課長のほうからも言われましたけれども、定時定路、それに地域循環型、福祉バスと、そんなようなものもあるんですけれども、筑北村のデマンドを活用したバスの時刻表もここに頂いてあります。

それで、私はせっかくこのようなバス運行がされているので、村民同士が互いに両村を行

き来、乗り入れ可能な交通網が必要だと思います。

特に医療機関、そして医療関連施設、または生活関連の施設へつながるルートや乗継ぎができる時間のマッチングなど、非常に工夫すれば、両村でアクセス可能な運行システムを考えられると思うんですよね。

例えば、よく話に聞きます。麻績村から鳥羽医院、松林医院、または筑北村から玉井医院、歯科も行きたいという、そんなような両村乗入れ可能な運行バスの考えはあるかということで質問要旨2です。生活圏域の広域化を目指し、筑北村とAコープ店、マイクロバスとの連携による麻績村との公共交通網の考えについてお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それではお答えさせていただきたいと思います。

麻績村の村営バスと筑北村さんの村営バスにつきましては、先ほどご説明させていただきました道路運送法による有償運送ということでございます。またAコープさんと福祉協議会の福祉バスにつきましては無料バスということで、統合するというところにつきましては、かなり難しい部分がございますし、制度的には統一はちょっと難しいだろうというところがございますが、利用者の皆様は、その辺うまく利用しているというところがございます。

村営バスと福祉バスの関係ですが、先ほど研究しているというところがございますが、直接職員が福祉バスのほうに乗って、利用者さんの声もお聞きしておりますので、その辺につきましては、また検討委員会のほうでもご紹介しながらご意見をお聞きできればなというところがございます。

筑北村さんと連携した路線ということでございますが、以前からお話をいただいておりますので、以前に麻績村で実施しましたアドバイザー事業の中でも検討をさせていただいております。

ただ、デマンド的なバスにつきましては山の張り出しとかいろいろな制限がありまして難しいようなところもございます。ただ、筑北村さんの村営バスにつきましても、麻績村内に幾つかバス停がございますので、実際乗られておるといこともお聞きしておりますので、今後、検討委員会の意見を聞きながらもう少し研究していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、12月の議会のときに、地域内の利用意向を踏まえ、近隣市町村バスとの連帯についても研究を進め、筑北村さんとの路線の連携についても担当レベル

で常に情報交換していると、そのように総務課長は言われました。ですので、この公共交通の連携をなるべく時間的なマッチング、乗換えの時間とかそういうものもうまくマッチングできるような、そういうような交通網にしていきたいと思います。

それでは、時間もあれですので、私のほうから質問事項3に移ります。

最近、特に私のほうでは筑北中学校が、ほかの議員さんたちもいろいろ質問をされていると思いますけれども、麻績村単独運営となることに対して、お孫さんを持つ村内の祖父母の皆さん、いわゆるおじいさんやおばあさん、その方が孫の将来を思うあまり不安を抱え、大変心配をされている、こういうことに私は改めて驚きを感じました。

学校統合による教育環境の充実をぜひ訴えてほしいという声が届いております。そこで村民の関心が高い、生徒数減少に伴う学校統合意識調査についてです。令和2年度麻績小学校、全校児童数92名、筑北中学校55名、これは1学年20人にも満たない生徒数です。ここで注目すべき点は、5年後には、筑北中学校全校生徒数は33名、これが予測されております。

この年に聖南中学校の生徒数は76名、どちらも生徒数は減少しますが、特に筑北中学校、全校生徒数が全員で33名という、これを考えたときに、義務教育は保障されているとはいっても、筑北地域全体で考えるならば、両村にとってどう考えてもこれは不合理であります。

そこで思いは一つである学校統合協議の再開が早く来ることを願っていると、村長は常に答弁されております。それで村長に質問いたします。

麻績村として、学校統合の協議再開に向けて努力する考えはあるか。この点について、ほかの議員も質問されているとは思いますが、村長の任期もあと半分というところになりますと、やはりそれは高野村長にも何とかここの教育の危機を打開していただきたいと、そんな願いでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 既にほかの議員さんから同じ質問を受けているわけですが、飯森議員さんから、高野さん、おまえ残された2年の中でそこまでしっかりやっていけということかというふうに受け止めているわけですが、頑張っていきたいと、そう思っております。

まず、学校統合の協議の再開ということについては、私もその思いはございますが、今は非常に難しいのではないかなというふうに受け取っているわけでありまして。これは、今日何回も言わせていただいているんですが、今筑北村さんにおきましては、学校再編での新たな

スタートをしなければいけないという、今、タイミングがあります。そのタイミングであろうかと思えます。

それから、麻績村も今、新しい形でスタートしなければいけないという、今そのタイミングだと思うんです。今、議員おっしゃられたように、将来に向けて幾つかの課題があるわけですね。課題があるから、そういうことを解決するためにも何とかしなければいけないという思いは私にも当然あるわけであります。ありますが、今のタイミングとして、それを持ち出してもどうかなということになるわけであります。

今、筑北小学校を例に挙げて学校統合というお話でございましたが、これは中学もそうありますし、小学校も同じことになってくるわけですね。そういった中で、今の状況を見ますと、今、その時点が優先すべきことがあるということと、それから、今筑北村さんが学校組合、筑北中学校からの学校組合から今離脱するということではありますが、この経緯等を見ても、今のタイミングで学校統合について協議していこうという、その学校教育に対する思いといいますか、その辺が共有できるまで醸成できているかなという、その辺に大きな疑問があるわけであります。できるだけ早く、同じ思いを持ってこの地域の教育を考えていける時代が早く来てほしいなど、そんなふうに思っております。

私も任期2年あるわけでありますが、できるだけこうした任期の中でも、私もこの地域の教育ということで考えれば、何とかしたいという思いはあるということをお伝えさせていただきませんが、今の段階でいつということは申し上げないということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 考えてみますと、この時点で時間はどんどんと過ぎ去っていきます。

村長は、意識調査は両村が足並みをそろえるべきだと、意識調査は現時点では必要ないというのであれば、ほかの議員からも質問ありました、実際の当事者である村の宝、麻績村の将来を担う中学生、この生徒の皆さんの意識調査というものも大事なことだと思います。

先ほどから言っていますけれども、筑北村議会では、麻績村が中学統合を検討するならば、そういう表明をされるならば協議開始しますよということをおっしゃっているんですから、私とすればこのタイミングが一番いいのではないかと、私は議員の立場としてはそのように思います。

それで、最後になりますけれども、今日も教育長がいますけれども、今、この協議ができないという状態であるならば、村長はできないという姿勢ですけれども、麻績村の教育委員

会として、子供のために教育環境について筑北村と十分な協議をする絶好のチャンスだと私は思うんです。

その点、教育長の今の立場としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私の考えということでございますが、学校教育環境につきましては、それぞれの子供たちが本当に個を大切にされた部分で成長して行ってほしいなというふうに願っているわけでございます。

今の学校教育の考え方につきましては、学習指導要領に沿って、どの学校においても同じ環境でやっていることは事実かと思いますが、やはりそれぞれの学校で特色ある学校づくりは行ってきているものというふうに感じております。ですので、どこの学校もそれぞれにいいところは持っているという部分がありますので、そういうのもできれば共有できるような部分もいいのかなどということもありますので、現在の教育委員会におきましては、大きくは筑北、東筑摩郡の5村の関係で連携をしております。また北部3村の教育委員会でも協議をさせていただいております。できるだけ子供たちが同じ環境で学校生活ができるよう努めていきたいなというふうに考えております。

そういう中で特別支援教育についても、LD等通級指導教室も北部に入れていただきました。また吹奏楽、いろいろな部分も子供たちが一緒に交流をしております。こういうこともやはり教育委員会の一緒の考えの統一性、また学校同士の連携ということで進んできているというふうに思っておりますので、これからもそういう部分はしっかりやっけていこうなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 最後になります。私は、本日のこの3月議会、この中の4名の議員がこの中学統合について質問をいたしました。これはやはり質問したということは、もう真摯に受け止めていただいて、やはり教育行政のほうに発展させていただきたいと思っております。これは4名の議員がこの議会を通じて訴えているということは、どこかに不備があるのではないかということをお話しているものだと私は思います。

ですので、一番大事なのは当事者の子供さんであります。その子供さんたちの心のケアというものが絶対にこれからは必要だと思います。4月からはここの前をスクールバスが行き来するんですよ。その辺も大人の感覚として、やはりそれは受け止めていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私からはお礼の答弁をさせていただきたいと思います。

今日は4名の方がこれからの教育の在り方ということについてご提言をたくさん頂いたわけでございます。何度も言っておりますように、教育体制を思い、恐らく私と同じ思いではないのかなと、こう思っています。どうぞこれからもよりよい地域の教育という面で格段のご支援を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 2番、飯森茂孝議員の一般質問が終了しました。

以上で通告されました7名全員の一般質問が終了しました。なお、傍聴された皆さんにはコロナウイルス感染予防にご理解を頂きました。また村議員の皆さんには一般質問進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

◎委員長報告

○議長（塚原義昭君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

宮川社会文教委員長。

〔社会文教委員長 宮川秀俊君 登壇〕

○社会文教委員長（宮川秀俊君） それでは、社会文教委員会に付託されました陳情1件を審査した結果をご報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第2-1号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情は採択、意見書提出としました。

厚生労働省は、昨年2月、医師の充足状況を示す医師偏在指標を公表し、長野県は医師少数県とされました。また、報道によれば、24年に必要となる内科医は2,237人で、現状では571人不足すると見込まれ、確保のためには年間100人ほどの養成が必要とされています。

先ごろ「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」が発足し、長野県知事も呼びかけ人の一人となっています。設立趣意書では「医師の絶対数の不足、地域間・診療科間の偏在

等が極めて顕著となり、言わば地域医療崩壊の危機的状況にある」とあります。

長野県の医師数は、全国平均を大きく下回っています。医師の養成数が減少しては、県内への医師の誘致を難しさを増すことが予想されます。地域住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制充実のため、医師数を増やすことが求められています。

これらのことから本委員会は採択、意見書提出としました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査報告といたします。

○議長（塚原義昭君） ただいまの社会文教委員長報告によると、第2-1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情については、採択、意見書提出採択としております。

委員長の報告のとおり、第2-1号の陳情については、採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、第2-1号の陳情は、採択、意見書提出とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（塚原義昭君） 本日予定されました議事日程は、全て終了しました。

以上で令和2年第1回麻績村議会3月定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時44分

令和2年第1回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

令和2年3月9日（月）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度麻績村一般会計補正予算（第5号）)
- 日程第 2 議案第 2 号 麻績村附属機関に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 号 麻績村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 麻績村立学校設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 麻績村し尿等投入施設設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号 麻績村し尿等処理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12 号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散について
- 日程第 12 議案第 14 号 穂高広域施設組合の共同処理する事務の変更に伴う穂高広域施設組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 15 号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 14 議案第 16 号 令和2年度麻績村一般会計予算
- 日程第 15 議案第 17 号 令和2年度麻績村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第 18 号 令和2年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 19 号 令和2年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 20 号 令和2年度麻績村下水道事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 21 号 令和2年度麻績村水道事業特別会計予算

- 日程第20 議案第22号 令和2年度麻績村介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和2年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 令和元年度麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事請負契約の変更について
- 日程第23 議案第25号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第26号 令和元年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第27号 令和元年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第28号 令和元年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第29号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第30号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第31号 令和元年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第32号 令和元年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第32 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第33 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 塚原利彦君 | 2番 | 飯森茂孝君 |
| 3番 | 峯村賢治君 | 4番 | 宮川秀俊君 |
| 5番 | 小山福績君 | 6番 | 小瀬佳彦君 |
| 7番 | 茂木泰男君 | 8番 | 塚原義昭君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- | | | | |
|-----|-------|----------|-------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 塚原勝幸君 |
| 教育長 | 飯森力君 | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |

総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
水道室長	飯森秀俊君	住民課長	森山正一君
観光課長	青木秀典君	教育次長	臼井太津男君
監査委員	飯森雄三君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	伊藤桜
--------	------	----	-----

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塚原義昭君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和2年第1回麻績村議会3月定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

承認第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第2、議案第2号 麻績村附属機関に関する条例の制定について
議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬です。

この麻績村附属機関に関する条例について、ここの第4条の5に「会議は、必要に応じ公開することができる」というふうに書かれておりますが、情報公開についてはこの1文だけだというふうに理解をしております。情報公開について、この文言だけで十分だという認識か、お尋ねします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 本条例の第4条第5項の関係でございますけれども、これにつきまして、標準的な一般的な記載方法ということで書かせていただいておりますのでございます。

また、現在もそうなんですけれども、現在の条例・規則等も公開することができるというような状況になっておりますけれども、現在においても公開をしておる状況でございますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員、よろしいですか。

○6番（小瀬佳彦君） はい。

○議長（塚原義昭君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第3、議案第3号 麻績村移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第4、議案第4号 麻績村立学校設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第5、議案第5号 麻績村し尿等投入施設設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第6、議案第6号 麻績村し尿等処理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第7、議案第7号 麻績村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第8、議案第8号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第9、議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第10、議案第10号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第11、議案第12号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の解散についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第12、議案第14号 穂高広域施設組合の共同処理する事務の変更に伴う穂高広域施設組合同規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第13、議案第15号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第14、議案第16号 令和2年度麻績村一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に区切って行い、最後に全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に分け、最後に全般について行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） 以上で、歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出全般について質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

5番、小山議員。

○5番（小山福績君） 5番、小山です。

施設の修繕のことについてですが、予算書108ページ、9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費、修繕費の123万5,000円についてですが、これにつきまして、施設の修繕とありますが、施設そのものは麻績村の所有となるかという確認を頂ければと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 現段階の考えを申し上げますと、今のところ、麻績村の所有になるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 3月3日、村から報告と説明がありました文書によりますと、麻績村

教育委員会事務局宛てに、筑北村教育委員会事務局から「麻績村筑北村学校組合解散に伴う財産処分の協議について」という部分ですが、令和2年2月19日付で「麻績村の財産処分の考え方が示されたので、これを受けて筑北村の考えをお伝えします」という部分ですが、「記」として「学校改修基金、余剰金、組合名義の土地及び残存価格が残っている資産の備品、教員住宅等を、麻績村65%、筑北村35%の割合で配分していただきたい」という説明がありましたが、この学校組合解散に伴う財産処分について、議会での審議がないのが現状です。この辺の説明をしていただきたい。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

今、小山議員がおっしゃられたとおり、まだ、財産処分につきましては結論が出ていない状況でございます。

今、教育長が申し上げたように、手を入れたり、ということになりますと、当然村の資産にしなければいけないということで、現在鋭意、交渉を進めているわけですが、いずれにしても、麻績村が、麻績村教育委員会が提示しております内容と筑北村さんが求めている内容、大きなずれがあるという内容になっております。そうした中から、両教育委員会で調整を図るということになってきていたわけですが、なかなかその差が埋まらないということで、先頃、麻績村長名で、筑北村長宛てに文書をもって協議をお願いするということで、文書を送付してございます。その内容につきましては、今、小山議員がおっしゃられたような35%を分配ということになりますと、麻績村といたしましては、学校機能を今後継続してやっていかなければいけないということに大きな支障が出るということで、それは非常に難しいということで、お願いをしているわけですが。

鋭意、努力をして解決に向かいたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 3月4日付で高野村長から筑北村村長のほうへ協議を求めたいという文書を発送したというふうにお聞きしていますが、この文書について、公開と配付を求めたいと思ひますが。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） まだ交渉といいますか、協議中ということもあるわけですが、公文書でございますので、請求があれば公開しないわけにいかないということでございます。求められれば公表させていただきます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 5番、小山議員。

○5番（小山福績君） 一応、この議会である程度話をしていく中では、この文書を公開していただくのが筋だと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは配らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員、いいですか。

どうぞ。

[発言する者あり]

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 配付要求ございましたが、議長の了解を得る中で配付をさせていただきます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 今、ちょっと局長との協議の中で、委員会の中で協議をして、その決定の下で配付については決めていきたいと思いますが、よろしいですか。

小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、そういうことで了承しました。

これで質問は終わりますが、このたびの解散は、麻績村との事前協議を要しない筑北村の一方的な離脱であり、残された麻績村は、従前どおりの中学校を運営していかなければならないわけですから、あらゆる手段によって、中学校の機能が低減することのないよう進めていただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） ほかにございますか。

[発言する者あり]

○議長（塚原義昭君） それでは、歳出についての質疑を終わります。

最後になりますが、歳入歳出全般を通じて、質疑のある方の発言を求めます。

1番、塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 1番、塚原利彦です。

予算説明等で伺っておりますけれども、会計年度任用制度の関係で、今年からそれがスタートするというので、その財源といいますか、そういう分については2,000万円ぐらいというようにお聞きしたかと思っておりますけれども、実際には、国で財政措置がないというようなことだということで、今年度については、その金額的に多いのか少ないのかとか、そういうような議論はあるかもしれませんが、その分を国から財政措置されない、単独で村でその分を負担していくということになれば、普通に考えると、事業を何かこう縮小するのか、それか人件費のほうを縮小というか、そういうふうにしていくのかということのようなことで考えざるを得ないというふうに思うんですけれども、今年度の予算全体では、村の負担となる部分について、どんな考え方で組まれているのか、予定する事業や何かを少し規模を抑えるような形で、その分を何とかするという事なのか、それか、人件費のほうで人を減らすというか、今までよりその分を押さえていく形の考え方なのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、会計年度任用職員の財源の関係でございます。

国のほうからの発表では、今、検討中ということで、地方のほうに財源を措置をするというようにございますが、今のところ、どんな形でということのところ、まだはっきりはしていないところでございます。

令和2年度の予算におきましては、事業をやめるとか人件費を削るとかということではなくて、歳入歳出を工夫する中で、今現在、一般財源ということで組んでいるところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） それでは、ぜひ、従来どおりの行政のサービスといいますか住民サービスが落ちることのないように、それだけはよろしくお願したいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 一番私どもが懸念している点についてのご質問でございます。

実は我々も、行政サービスを低下させないようにということを第一前提に考えているわけでございます。しかし、今回も、今年も2,000万円という、これもぎりぎりに見積もつての2,000万円ということでありますから、全体の中での2,000万円の一般財源をどうやって捻

出していくかということになるわけですね。ですから、いろいろな節約とか効率化ということも併せてやっていかなければいけないということは事実あるわけです。ですから、直接、住民サービスに係るようなことは極力避けていこうということで、内部の事務処理上の効率化、いわゆるそういったところには、当然、多少なりとも出てくるであろうと、そう想定しているわけでありまして。そんなことで、今、職員には、仕事についても効率的な仕事をやっていこうと、こんなことで、内部で知恵を絞っているところでございます。

この制度でございますが、今後も続くといいますか、人件費等は当然上がっていくわけですので、これからも事務事業の効率化、こんなことに力を入れていきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原議員、よろしいですか。

○1番（塚原利彦君） はい。

○議長（塚原義昭君） 歳出につきまして、質疑、ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） ないようですので、歳出についての質疑を終わります。

これから、歳入歳出全般についての質疑に入ります。

ございませんか。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） 討論なしと認めます。

それでは、議案第16号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塚原義昭君） 全員起立。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第15、議案第17号 令和2年度麻績村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員賛成。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第16、議案第18号 令和2年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第17、議案第19号 令和2年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、議案第19号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第18、議案第20号 令和2年度麻績村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第19、議案第21号 令和2年度麻績村水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第20、議案第22号 令和2年度麻績村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第21、議案第23号 令和2年度麻績村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を取ります。

午前9時45分再開とします。

ただいまより休憩に入ります。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時45分

○議長（塚原義昭君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第24号～諮問第1号の一括上程、提案理由の説明

○議長（塚原義昭君） 日程第22、議案第24号 令和元年度麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事請負契約の変更についてから、日程第33、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの12議案を一括議題といたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、追加議案の提案理由を申し上げます。

議案24号からお願いいたします。

初めに、議案第24号 令和元年度麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

令和元年6月7日付で議会の議決をいただきました事業を進めてまいりました麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事について、契約内容に変更が生じたため、地方自治法第96

条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第25号 令和元年度麻績一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

令和元年度の事業執行については、当初予算並びに今まで5回の補正を行い、計画に沿って順調に進展しております。令和元年度一般会計を閉じるに当たり、全科目にわたり執行状況等を精査し、予算補正をさせていただくものです。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入の概要について申し上げます。

全科目にわたり、収入見込額を精査し、増減額を補正計上いたしました。国・県支出金では、各事業の事業費確定による増減額及び教育費国庫補助金の増額を補正計上いたしました。

村債では、学校教育施設等整備の増額を、過疎対策事業債及び災害復旧事業債について、事業実績により、不用額の減額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

全般にわたり、人件費・各種事業の精査による不足額及び不用額を補正計上いたしました。

その他、主な補正内容を申し上げます。

総務費では、村営バス修繕費など不足額の増額を、地域おこし協力隊経費など不用額の減額を補正計上いたしました。

民生費では、デイサービスセンターみづき指定管理料及び福祉医療費など不足額の増額を、負担金補助及び交付金、工事請負費など不用額の減額を補正計上いたしました。

衛生費では、機械器具購入費などの増額を、委託料及び工事請負費など不用額の減額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、農産物加工施設修繕工事費などの増額を、農業次世代人材投資事業交付金及び団体営水路整備事業など不用額の減額を補正計上いたしました。

商工費では、施設管理等委託料及びシェーンガルテンおみ施設修繕工事費の増額を、負担金補助及び交付金など不用額の減額を補正計上いたしました。

土木費では、村道改良事業及び住宅建設事業など、不用額の減額を補正計上いたしました。

消防費では、防災行政無線修繕費不足額の増額を、負担金など不用額の減額を補正計上いたしました。

教育費では、小学校整備費などの増額を、学校管理費など不用額の減額を補正計上いたしました。

公債費では、繰上償還額など確定による不用額の減額を補正計上いたしました。

予備費では、歳出の調整をいたしました。

災害復旧費では、補助災害事業費確定による不用額の減額を補正計上いたしました。

以上、全般にわたり各種事業を精査し、補正計上いたしました。

補正額は1億1,860万円を減額し、歳入歳出総額は30億800万円となります。

次に、議案第26号 令和元年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入については、各科目において収入見込みを精査し、補正計上いたしました。

歳出については、各科目において事業費を精査し、増減額をそれぞれ補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の国民健康保険特別会計運営のために、支払準備基金積立金の増額を補正計上いたしました。補正額は8,100万円の減額であります。

次に、議案第27号 令和元年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本年度、地上権分譲実績がないため、歳入歳出それぞれ関連予算の減額を補正計上いたしました。補正額は50万円の減額であります。

次に、議案第28号 令和元年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本年度、住宅団地売買実績がないため、歳入歳出、それぞれ関連予算の減額を補正計上いたしました。補正額は695万2,000円の減額であります。

次に、議案第29号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

歳入については、各科目において収入見込みを精査し、補正計上いたしました。

歳出については、各科目において事業費を精査し、施設管理費及び建設改良費など不用額の減額をそれぞれ補正計上いたしました。補正額は1,320万円の減額であります。

次に、議案第30号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

歳入については、収入見込み及び事業費を精査し、補正計上いたしました。

歳出については、各科目において事業費を精査し、建設改良費など不用額の減額を、それぞれ補正計上いたしました。補正額は1,220万円の減額であります。

次に、議案第31号 令和元年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入については、各科目において収入見込みを精査し、補正計上いたしました。

歳出については、各科目において事業費を精査し、増減額をそれぞれ補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の介護保険特別会計運営のために支払準備基金積立金の増額を補正計上いたしました。補正額は936万4,000円の減額であります。

次に、議案第32号 令和元年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入については、各科目において収入見込みを精査し、補正計上いたしました。

歳出については、各科目において事業費を精査し、補正計上いたしました。補正額は89万円の減額であります。

次に、同意第1号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員、市川祥介氏が令和2年3月31日をもって退任となることから、麻績村日6238番地、市ノ瀬淳一氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は前任者の残任期間である令和4年9月30日までであります。

次に、同意第2号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員、塚原明水氏が令和2年3月31日をもって退任となることから、新たに、麻績村麻5534番地、宮川裕満氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、前任者の残任期間である令和3年9月30日までであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、中山一雄氏が令和2年6月30日をもって任期満了となることから、新たに麻績村日4853番地、滝澤知恵子氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案9件、同意2件、諮問1件の提案理由を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、議案第24号から諮問第1号までについての審議、採決は、明日の本定例会第4日目に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（塚原義昭君） 以上で、本日予定されました議事日程は全て終了しました。

令和2年第1回麻績村議会3月定例会第3日目を散会といたします。

この後、全員協議会を開催し、本日上程しました補正予算等議案について、提出者より詳細説明を受けますので、委員会室に移動願います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前 9時57分

令和2年第1回麻績村議会定例会（第4日）

議事日程（第4号）

令和2年3月10日（火）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第24号 令和元年度麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事請負契約の変更について
- 日程第 2 議案第25号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 3 議案第26号 令和元年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第27号 令和元年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算（第2号）
- 日程第 5 議案第28号 令和元年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第29号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第30号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第31号 令和元年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第32号 令和元年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 発議第 1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第 2号 議会議員の派遣について
- 日程第15 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について

出席議員（8名）

1番 塚原利彦君

2番 飯森茂孝君

3番 峯村賢治君

4番 宮川秀俊君

5番 小山福績君

6番 小瀬佳彦君

7番 茂木泰男君

8番 塚原義昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
水道室長	飯森秀俊君	住民課長	森山正一君
観光課長	青木秀典君	教育次長	臼井太津男君

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	伊藤桜
--------	------	----	-----

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（塚原義昭君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和2年第1回麻績村議会3月定例会第4日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第1、議案第24号 令和元年度麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事請負契約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第2、議案第25号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第3、議案第26号 令和元年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第4、議案第27号 令和元年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第5、議案第28号 令和元年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第6、議案第29号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第7、議案第30号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第8、議案第31号 令和元年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第9、議案第32号 令和元年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の質疑、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第10、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第11、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 宮川さんの件で、ちょっと。

宮川さんは、例えば違う機関士さんが用事ができたとか、そういうときに代わってやるものですから、宮川さんに合わせて、なるだけ会議等やって、午前中も一緒だったんですが、1年間のうちにかなりのお金の面で、損失をしているわけですので、ぜひとも、そこら辺の

ところを宮川さんの予定に合わせるように、全部は無理だと思いますけれども、なるだけ合わせてもらいたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 会議の開催の日付を、できるだけ早くお知らせする中で、双方でしっかりやっていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員、よろしいですか。

○7番（茂木泰男君） はい、ありがとうございます。

○議長（塚原義昭君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、同意第2号についての質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の答申

○議長（塚原義昭君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りします。

本件は、お手元の諮問書の内容のとおり答申したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元の諮問書の内容のとおり、答申することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第13、発議第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第14、発議第2号 議会議員の派遣についてを議題といたします。お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（塚原義昭君） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（塚原義昭君） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務経済委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務経済委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（塚原義昭君） 本日予定されました議事日程は、終了いたしました。

また、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年第1回麻績村議会定例会におきましては、提出いたしました案件34件、慎重にご審議賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

恒例の休日議会となりました一般質問におきましては、議員7名より村政の重要課題等についてただしていただくとともに、麻績村発展に向けて貴重なご提言を賜りました。

それぞれのご提言が早期に実現できる環境となるよう、私も願っております。

議決いただきました新年度予算につきましては、最大限の効果が生まれますよう、全職員一丸となって質の高い執行に努めてまいります。

また、現在、新型コロナウイルス感染防止の対策によって、事務事業にも影響が現れております。早期の終息を願っておるところであります。

議員各位におかれましても、体調にご留意され、村政執行に対しまして、さらなるご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塚原義昭君） 以上をもちまして、令和2年第1回麻績村議会3月定例会を閉会とします。

なお、会議終了後、打合せ会議がありますので、議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

長期間、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時48分